

給付付き税額控除の 制度設計に向けて④

内閣官房

人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

- 給付付き税額控除の意義
- 支援の単位
- 就労促進(年収の壁対応・勤労性の所得に応じた遡増等)の考え方
- 支援を遡減・消失させる所得水準の考え方
- 支援額の水準の考え方
- 子育て世帯への配慮の考え方
- 支援の対象(「現役勤労世代」)の考え方
- 制度の執行等

給付付き税額控除の意義

- 給付付き税額控除は、制度横断的に、負担(税・社会保険料)と給付を総合的に捉え、純負担率を調整する点に意義があると考えられるのではないか。

- 政策目的については、下記2つの観点を柱としてはどうか。
 - ① 中低所得の現役勤労者の負担軽減を通じた所得再分配
 - ② 収入と手取りの関係の屈折の緩和を通じた就労促進

- 新たな制度の意義は、所得を把握した上で、税や社会保険料等を総合的に考慮して負担軽減を図る、所得に連動したきめ細かな支援を届けられることにあるのではないか。

支援の単位

- 支援の単位は、以下の観点から「個人単位」を原則としてはどうか。
 - 就労インセンティブや、いわゆる「年収の壁」への効果的な対応という観点からは、個人単位の所得等に
応じた支援額の算定が必要である。支援の単位を世帯単位とした海外の事例においては、既婚で子ども
がいる女性の就労促進に繋がりにくかったという指摘があったことも参考になるのではないか。
 - 税・社会保険料の負担を緩和することが目的であり、それらの負担は基本的に個人単位である点に着目
すれば、個人単位とするのではないか。
 - マイナンバーを活用して所得を捕捉しやすいのは、個人単位の所得であり、制度の複雑化を避ける観点
からは、個人単位とするのではないか。

- 一方、本人の所得が低くても、配偶者が高所得の場合等があり、公平性の観点からは、中期的には世帯単
位の所得も一定勘案してはどうか。

- 住民基本台帳（住民票）情報の「世帯」に関する情報のほか、戸籍情報では法律婚等の情報、税務情報では税制上の扶養親族に関する情報、児童手当情報では児童を監護する父母等の情報がある。

住民基本台帳（住民票）情報

- ・ 住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を世帯ごとに編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎。
- ・ 住民基本台帳上の世帯は、居住と生計をともにする社会生活上の単位。左に該当すれば事実婚も同一世帯となる。
- ・ 世帯主以外の者については、世帯主（主としてその世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者）との「続柄」について記載。世帯主以外の者同士の関係は記載されない。
- ・ 生計の変化に伴い、世帯の分離や合併も可能。

戸籍情報

- ・ 日本国民の親族的身分関係を登録・公証する公簿で、夫婦・親子を単位として編成。
- ・ 法律上の婚姻関係を公証。
- ・ 国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合に限り、戸籍謄本等の交付を請求することができる。

税務情報

- ・ 税制上の「同一生計配偶者」「扶養親族」について、申告（給与・年金支払者に対するものを含む）に基づき把握。
- ・ 配偶者や扶養親族に一定の所得がある場合、本人が高所得者である場合の配偶者等については把握されない。
- ・ 本人と別居であっても「同一生計配偶者」「扶養親族」とすることが可能。配偶者については法律婚の者に限られる。
- ・ 扶養親族等ごとの生年月日等の情報を網羅的に把握するためには別途調査が必要。（給与支払報告書には生年月日は記載されない）

児童手当情報

- ・ 児童（0歳から18歳）を監護している父母等の情報。世帯情報は市町村にて把握。ただし、公務員は勤務先で把握。
- ・ 法律婚に限られない。児童を監護していない（児童手当を受給していない）者についての情報は無い。

諸外国の制度における支援の単位

- 諸外国では、既婚の場合は、「給付額算定」と「所得制限」に用いる「所得」は、基本的に**夫婦の所得の合計額**を用いるとともに、**夫婦に扶養される一定年齢以下の子どもの数**に応じて受益額を変化させている。

(2026年2月現在)

	アメリカ		イギリス	フランス	カナダ
制度名	勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit) 1975～	児童税額控除 (Child Tax Credit) 1997～	ユニバーサル・クレジット (Universal Credit) 2013～ (旧制度1999～)	活動手当 2016～ (旧制度2001～)	勤労者手当 2007～
「給付額算定」と「所得制限」に用いる「所得」の単位	夫婦 主な具体的な要件： ・確定申告で配偶者として報告し（生計同一）、税務当局に認められる ※勤労所得税額控除は、既婚者の場合は、原則として夫婦合算課税選択者のみ受給可能		夫婦 主な具体的な要件： ・配偶者は原則同居している ※申請に基づいて社会保障当局が要件を満たしているか判断。生計同一にかかる要件は明示なし	夫婦 ^(注1) 主な具体的な要件： ・配偶者は原則同居している ※申請に基づいて社会保障当局が要件を満たしているか判断。生計同一にかかる要件は明示なし	夫婦 主な具体的な要件： ・確定申告で配偶者として報告し（生計同一）、税務当局に認められる ・配偶者は原則同居している
子ども等の被扶養者の範囲	19歳未満の扶養している子ども等 主な具体的な要件： ・子どもは税制上の被扶養者（生計同一）でかつ原則同居している	17歳未満の扶養している子ども等 主な具体的な要件： ・子どもは税制上の被扶養者（生計同一）でかつ原則同居している	16歳未満の扶養している子ども等 主な具体的な要件： ・子どもは原則同居している（同居により扶養されているとみなされる） ※申請に基づいて社会保障当局が要件を満たしているか判断。生計同一にかかる要件は明示なし	25歳未満の扶養している子ども等 主な具体的な要件： ・子どもは被扶養者でかつ原則同居している ※申請に基づいて社会保障当局が要件を満たしているか判断。生計同一にかかる要件は明示なし	—
(参考) 税制上の取り扱い	個人単位 ※既婚者は個人単位と夫婦単位の選択制		個人単位	世帯単位（N分N乗方式） ^(注2)	個人単位

(備考) 諸外国における税制に関連する給付措置等については、夫婦及び扶養している子どもで構成される世帯だけではなく、単身世帯や、片親世帯等においても適用可能である。

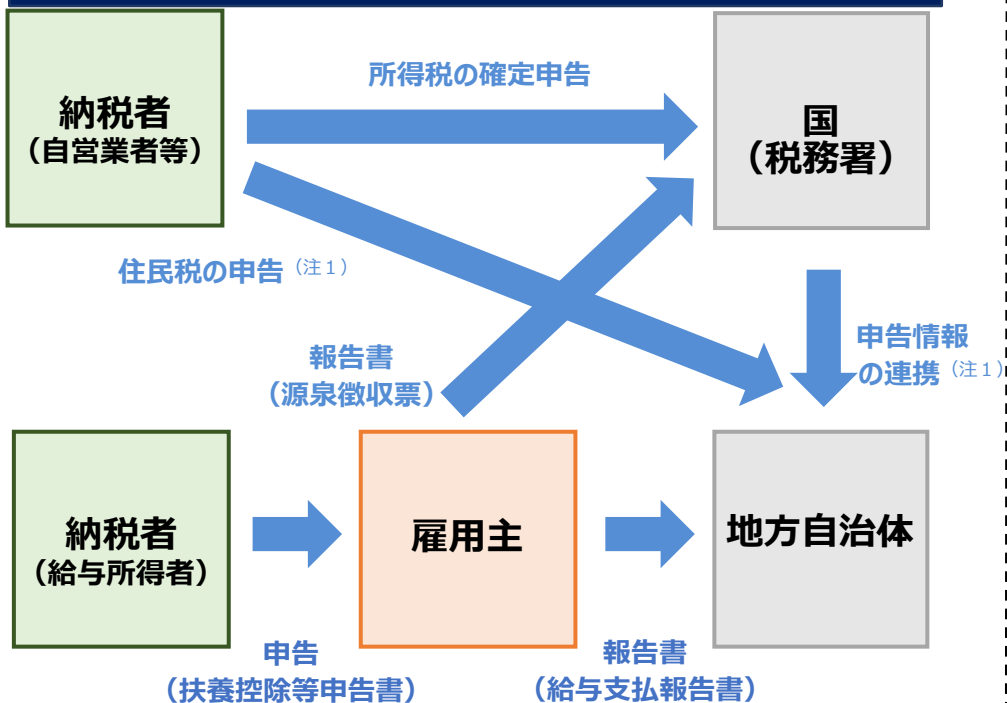
(注1) 被扶養者（25歳未満の扶養している子ども等）に所得がある場合は、夫婦の所得と被扶養者の所得の合計額が使用される。

(注2) N分N乗方式とは、所得控除後の課税所得を一定の家族除数（N）で除し、それに税率表（超過累進税率）を適用し、家族除数1あたりの所得税額を算出した後、再び当該家族除数（N）を乗ずることにより、世帯全体の所得税額を算出する方法である。

税務情報における配偶者情報の把握の流れと把握範囲

- 税制上、納税者の配偶者に係る情報については、給与所得者は雇用主を通じて、それ以外の者は確定申告を通じて、国・地方自治体に情報を提出している。
- ただし、把握している配偶者の情報は、配偶者（特別）控除（※）の適用がある場合に限られる。
 (※) 納税者の所得が一定水準(合計所得金額1,000万円(給与収入1,195万円相当))を上回る場合にはその適用がない。

税務情報における配偶者情報の把握の流れ



(注1) 所得税の確定申告を行っている場合は、住民税は原則申告不要。確定申告された情報は地方に連携されている。ただし、個人住民税の非課税ラインは、所得税よりも低いため、所得税の確定申告義務がなくとも、個人住民税の申告義務がある場合がある。

(注2) 配偶者の所得については、納税者本人の税情報からは把握できない。

(参考) 令和6年の定額減税の際には、既存の税務手続きの中で把握できない配偶者控除の適用がない配偶者に係る情報は、納税者による申告により把握。

税制上把握している配偶者情報

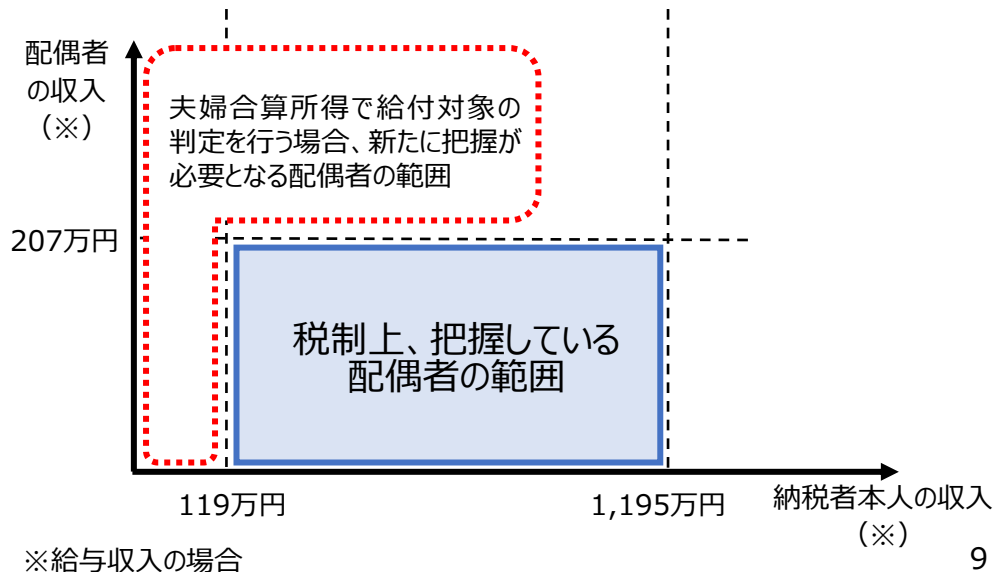
【配偶者（特別）控除を適用する納税者本人の側】

- ・ 配偶者の氏名、個人番号等

【配偶者（特別）控除の対象となる配偶者の側】

- ・ なし

<税制上、納税者本人の側から把握している配偶者の範囲>



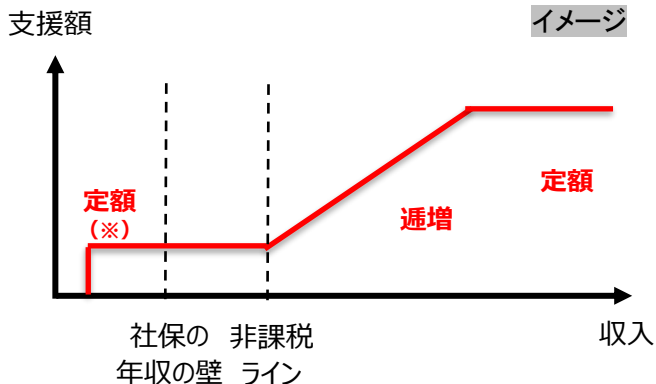
就労促進（年収の壁対応・勤労性の所得に応じた逡増等）の考え方

- 給付付き税額控除の導入を通じ、中低所得者にとって、所得に応じて現行制度下よりも一層手取りが増え、将来に希望が持てる環境を目指すべきではないか。
- 所得に応じた支援額とすることを基本とするのではないか。就労促進の観点から、支援額は勤労性の所得に応じて逦増させるのではないか。一定以上の所得がある者については、公平性の観点から、支援額を逦減・消失させるのではないか。
 - 非課税ライン以下の方の所得把握には執行上の課題があり、支援額を逦増させると誤支給に繋がる可能性があるため、定額とするが、非課税ライン超の方は所得に応じて逦増させるのではないか。
 - 直面する純負担率の急激な変動を避けるために、支援額は所得が増えるにしたがって、定額、逦増、定額、逦減、消失させるのではないか。
 - 勤労性の所得については、事業所得及び給与所得とするか。（*）
- いわゆる「年収の壁」への対応を通じて、就労抑制効果を軽減することが重要。関連する社会保障制度の改革を進めつつも、新たな制度の中で、一定の対応を図ってはどうか。
- 就労促進やいわゆる「年収の壁」に対応する観点からは、一定の勤労性の収入があり、一定の社会保険料負担がある者を対象とすることも考えられるか。具体的な基準は、様々な勤務形態や働き方がある中で、どのような考え方に基づいて設定するのか。（*）

就労促進・社会保険の「年収の壁」への対応のための支援額の在り方

○ 就労促進の目的を達成する観点で、支援額をどのように所得等に応じて変化させるかについて、以下のようなパターンが考えられるか。

パターン 1



【概要】

- 住民税の課税者に対しては、所得に応じて支援額を通増

【特徴】

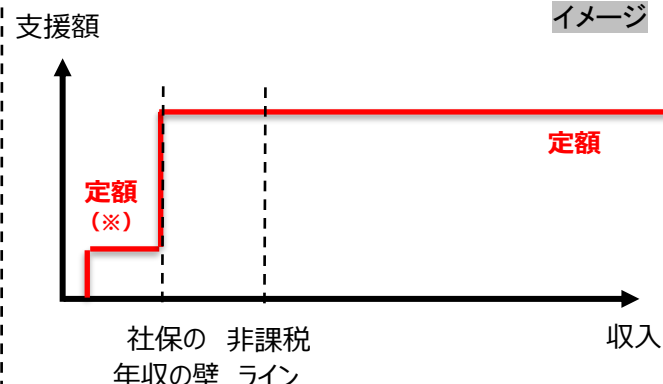
- 所得の増に応じ、従来を上回る手取り増の実現により、就労を促進。

(※) 非課税者については、定額とする場合

(注1) 各パターンは、イメージであり、社会保険の年収の壁と非課税ラインの収入の多寡は、加入している保険や、就業形態等によるため、社会保険の年収の壁に直面する収入が非課税ラインを上回ることもある点に留意。

(注2) 社会保険料の本人負担について、健康保険：約4.95%、厚生年金保険：約9.15%、介護保険：約0.8%として計算（料率は加入制度・年齢等により変動）。

パターン 2



【概要】

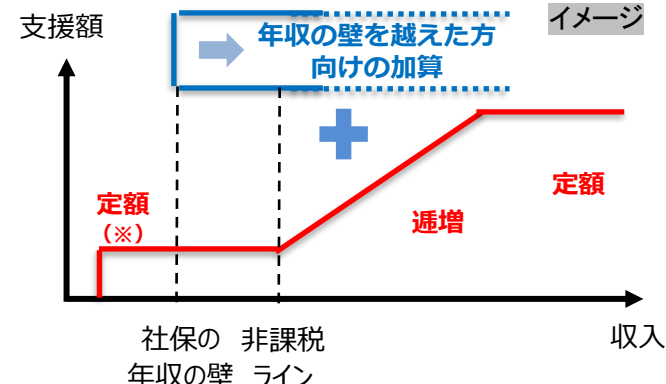
- 社会保険料支払い額が、一定額（※）を超える場合等に、支援額を増額

※ 社会保険の年収の壁を超えた際の額と考えられる額

【特徴】

- 社会保険の年収の壁に直面している方については、壁を超えた際の手取りの減少に一定の対応。

パターン 3



【概要】

- 住民税の課税者に対しては、所得に応じて支援額を通増
- 社会保険の年収の壁への対応として、関連する社会保障制度の改革を進めつつも、当分の間、社会保険料支払い額が、一定額（※）を超える場合等の支援額の加算を実施

※ 社会保険の年収の壁を超えた際の額と考えられる額

(参考) 社会保険の年収の壁を超えると、例えば年収106万円の場合、約15.8万円（医療約5.3万円、年金約9.7万円、介護約0.9万円等）の社会保険料負担が生じる。（注2）

- 年収の壁を超えた方に集中的に支援するための加算を実施

【特徴】

- 広く一般に、所得の増に応じ、従来を上回る手取り増の実現により、就労を促進。
- 社会保険の年収の壁に直面している方については、壁を超えた際の手取りの減少に一定対応。

税・社会保険制度における給与収入／賃金の閾値

- 所得税・住民税においては、給与については、収入金額から給与所得控除（最低保障額は74万円）を差し引いた額が給与所得となる。他の所得と合わせた合計所得金額から所得控除を差し引いた額（課税所得）に税率を乗じたものが税額となる。
- 被用者保険（年金・医療）においては、週の所定労働時間が20時間以上の場合に、加入要件を満たす。
- 雇用保険(2028年10月1日～)においては、週の所定労働時間が10時間以上の場合に、加入要件を満たす。（現行制度上は週20時間以上）

制度	閾値の概要	(参考) 閾値の金額
所得税	税額（課税所得）が0円超となる給与収入の水準（課税最低限）（※1）	209.4万円超
住民税	所得割額（課税所得）が0円超となる給与収入の水準（※1） 均等割額が課税される給与収入の水準（※2）	138万円超 119万円超
所得税・住民税	給与所得が0円超となる給与収入の水準	74万円超
被用者保険 （年金・医療）	被用者保険の加入対象となる場合の賃金の水準 （最低賃金（沖縄）で週20時間・52週働いた場合）	106.4万円超 保険料額：12,408円／月 （※3）
国民年金保険料の免除	免除制度の適用対象となる場合の給与収入の水準	251万円以下（※4）
国民健康保険料の軽減	軽減制度の適用対象となる場合の給与収入の水準	165万円以下（※5）
雇用保険	雇用保険の加入対象となる場合の賃金の水準 （最低賃金（沖縄）で週10時間・52週働いた場合）	53.2万円超 保険料額：222円／月 （※3）
生活保護	一般的な最低生活費（生活扶助と住宅扶助の合計値）に満たない収入の水準	（東京23区）約160万円未満 （地方郡部）約123万円未満 （※6）

（※1）標準的な社会保険料支払いがあり、給与所得控除、社会保険料控除と基礎控除以外の適用がない場合。

（※2）社会保険料支払いがなく、給与所得控除と基礎控除以外の適用がない場合（非課税限度額が適用）。

（※3）被保険者負担分の保険料額。健康保険の保険料額については、協会けんぽの平均保険料率を使用。

（※4）単身給与所得者の場合の4分の1免除の基準（年収ベース）。その他、194万円（半額免除）、162万円（4分の3免除）、141万円（全額免除）といった基準がある。扶養親族の有無や社会保険料控除等の額により変動。

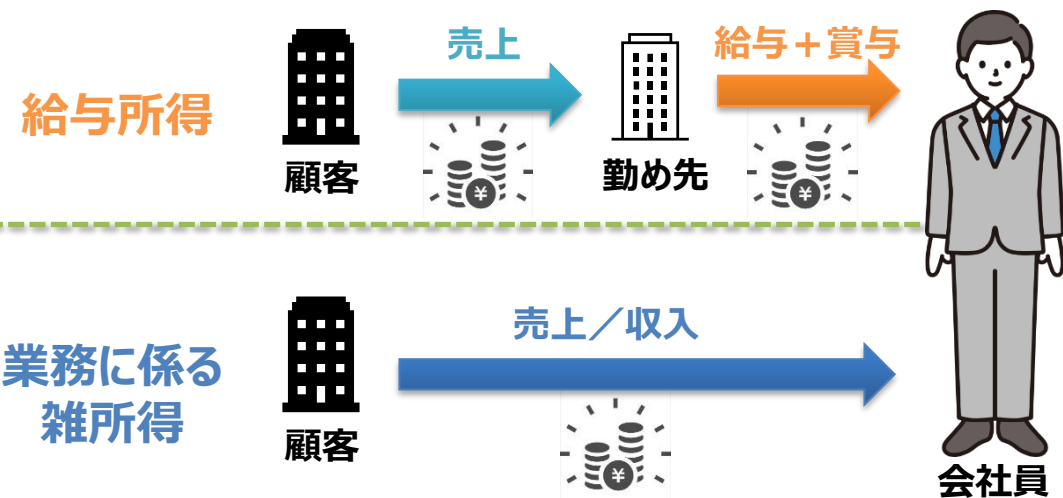
（※5）給与所得者単身世帯の場合の応益分（均等割・世帯割）2割軽減の基準（年収ベース）。その他、139万円（5割軽減）、108万円（7割軽減）といった基準がある（いずれも令和7年度時点）。世帯における被保険者数により変動。

（※6）41～59歳単身世帯の場合。東京23区は生活扶助約95万円、住宅扶助約64万円。3級地-2は生活扶助約84万円、住宅扶助約38万円。

勤労性の所得について

- 勤労性の所得には、典型的には給与所得と事業所得があるが、シェアリングエコノミー等の新たな形態の経済活動が広がり、副業も増加する中で、業務委託契約に基づく勤労による所得が雑所得に含まれることが多くなっている。

【副業がある勤労者のイメージ（給与所得+雑所得）】



【業務委託契約に基づく比較的小規模な所得がある勤労者のイメージ（雑所得のみ）】



【雑所得の内訳】

雑所得

：所得10分類のうち、他の9の所得のいずれにも当たらない所得

公的年金等に係る雑所得	公的年金等（国民年金、厚生年金など）に係る収入
業務に係る雑所得	営利を目的とした継続的な業務に係る収入のうち、事業所得に当たらないもの
その他雑所得	上記2つに該当しない雑所得

【参考1】事業所得と業務に係る雑所得等の区分（イメージ）

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし※1
300万円超	概ね事業所得	概ね業務に係る雑所得
300万円以下	※2	業務に係る雑所得

- ※1 業務に係る雑所得を有する場合で、
 - ・業務に係る雑所得の収入金額が300万円を超える場合は、「現金預金取引等関係書類」（領収書、納品書、請求書、契約書、預貯金の入出金明細等）を保存する必要。
 - ・同収入金額が1,000万円を超えて確定申告書を提出する場合には、総収入金額や必要経費の内容を記載した書類（収支内訳書等）の添付が必要。
- ※2 事業所得に当たるか否かは、その所得を得るための活動が、社会通念上「事業」と称するに至る程度（規模）で行っているかどうかで判定される。例えば、①収入金額が僅少と認められる場合、②その所得を得る活動に営利性が認められない場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することになる。
- ※3 300万円以下の雑収入には、現金預金取引等関係書類の保存義務もないため、確定申告書の記載以外から業務に係る雑収入かその他雑収入かを判断できない。

【参考2】事業所得と業務に係る雑所得の差

事業所得	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告ができる（青色申告特別控除の適用、純損失の繰越等） ・他の所得（給与所得等）と損益通算ができる 等
業務に係る雑所得	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告はできない ・雑所得以外の所得とは損益通算ができない 等

支援を逡減・消失させる 所得水準の考え方

- 所得に応じた支援額とすることを基本とするのではないか。就労促進の観点から、支援額は勤労性の所得に応じて逦増させるのではないか。一定以上の所得がある者については、公平性の観点から、支援額を逦減・消失させるのではないか。
 - 支援額を逦減・消失させる際に考慮する所得については、不公平是正の観点から、金融所得等、可能な限り広い範囲の所得を参照することを目指すのではないか。
 - 金融所得については、医療保険における金融所得の勘案に向けた取組が進んでいることも踏まえ、制度を精緻化する中で対応を行うのではないか。預金の利子所得も、本来は検討すべき所得に含まれると考え、給付付き税額控除の制度を段階的に精緻化していく中で勘案できるよう、遠くない将来の課題として検討していくのではないか。
 - 資産の勘案については、その把握の困難性から将来の検討課題とすべきではないか。

子育て世帯の純負担率（現金給付・国際比較（G3））

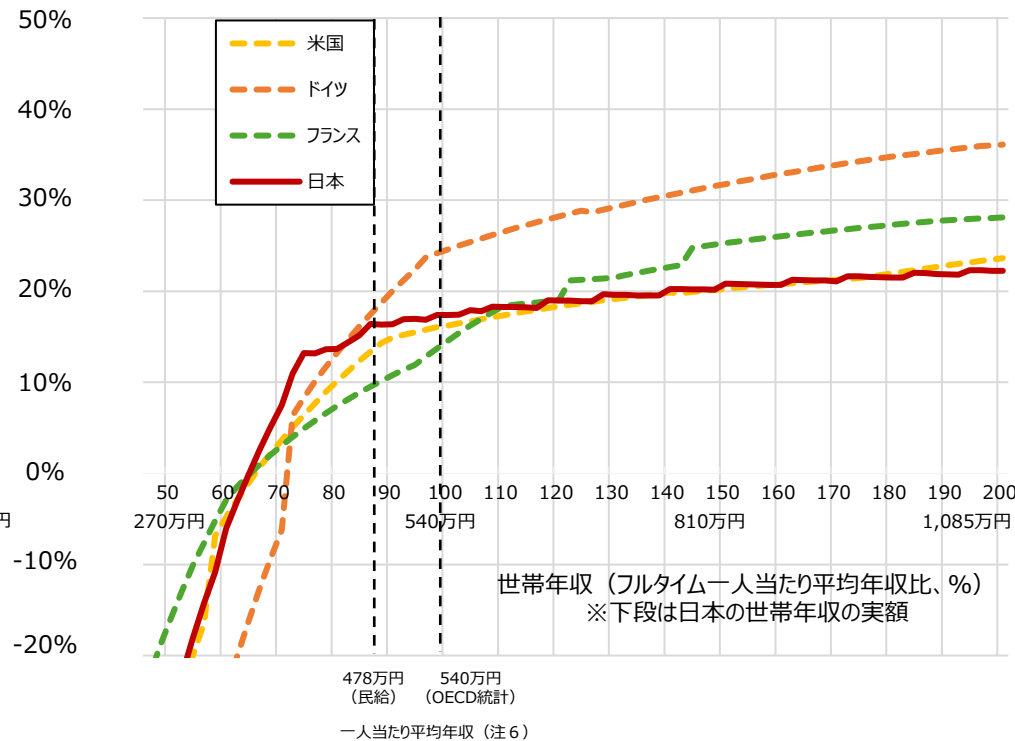
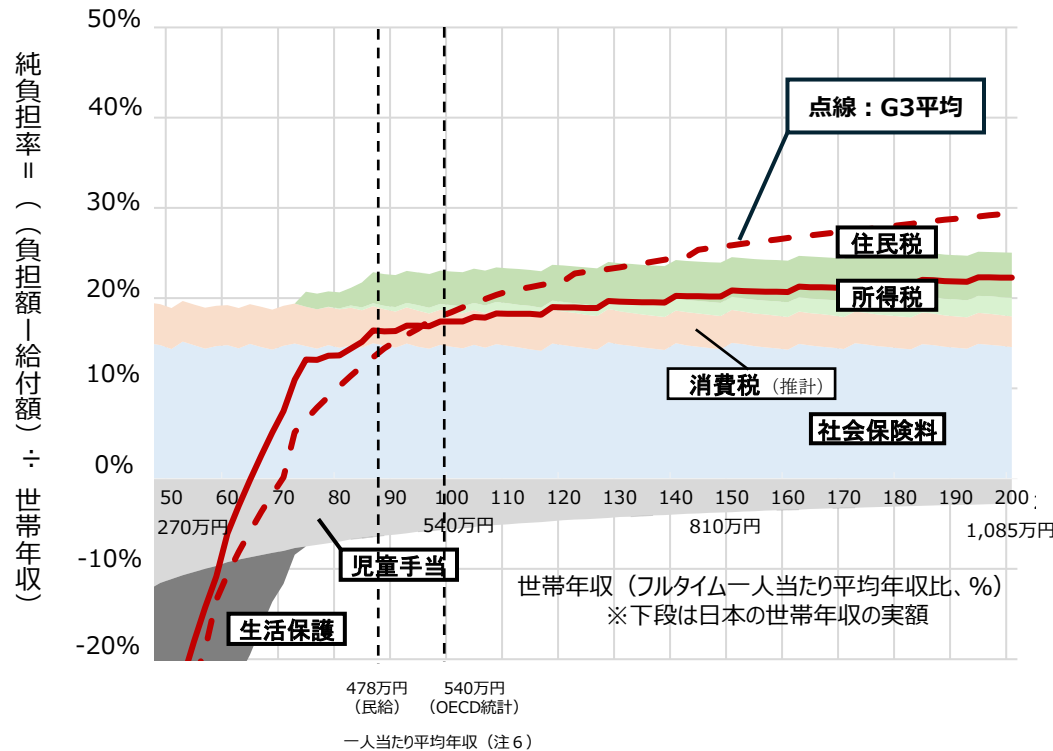
**夫婦（共働き、被雇用者）
子2人**

○ 主要国に比べ、世帯年収が一人当たりの平均年収より下の世帯において純負担率は高く、それ以上は低い。

（注）共働きであるが、横軸は一人当たりの平均年収比率で表していることに留意（100%＝540万円）。

G3（米・独・仏）平均との比較

（参考）国別比較



（注1）夫婦（35歳・共働き）子2人（5歳、2歳）の民間給与所得者として計算している。横軸の世帯年収は、給与収入の金額を表している。

（注2）夫婦各々の給与収入については、1：1で試算している。

（注3）所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。

（注4）社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していると仮定して試算している（被用者負担分のみ）。また、ボーナスを給与3ヶ月分（年2回支給）と仮定して試算している。

（注5）消費税については、給与収入にかかる可処分所得（給与収入－個人所得税－社会保険料）に、令和6年全国家計構造調査（二人以上勤労者世帯）を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。

（注6）生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。

（注7）国税庁「民間給与実態統計調査」（令和6年分）の1年を通じて勤務した給与所得者全体の平均賃金（478万円）とOECD“tax benefit model (version 2.7.1)”で示されているフルタイム相当労働者の平均賃金（540万円）を記載している。

（出所）翁（2026）の手法を基に、内閣官房、子ども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

諸外国の制度における支援の対象者の収入の上限（支援額の消失基準）

- 諸外国において、就労促進を主な目的とする税制に関連する給付措置等においては、夫婦子2人世帯においては、概ね平均年収の50%前後の層までが対象になっている。

	アメリカ	イギリス	フランス	(参考) ドイツ
制度名	勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit) 1975~ (注2)	ユニバーサル・クレジット (Universal Credit) 2013~ (旧制度1999~)	活動手当 2016~ (旧制度2001~) (注3)	市民手当 2007~
夫婦子2人の場合の 対象者の年収の上限 (一人当たり (注1))	平均年収の 約45%	平均年収の 約58%	平均年収の 約55%	平均年収の 約36%

(備考1) OECD tax benefit model (2024年) を基に試算。

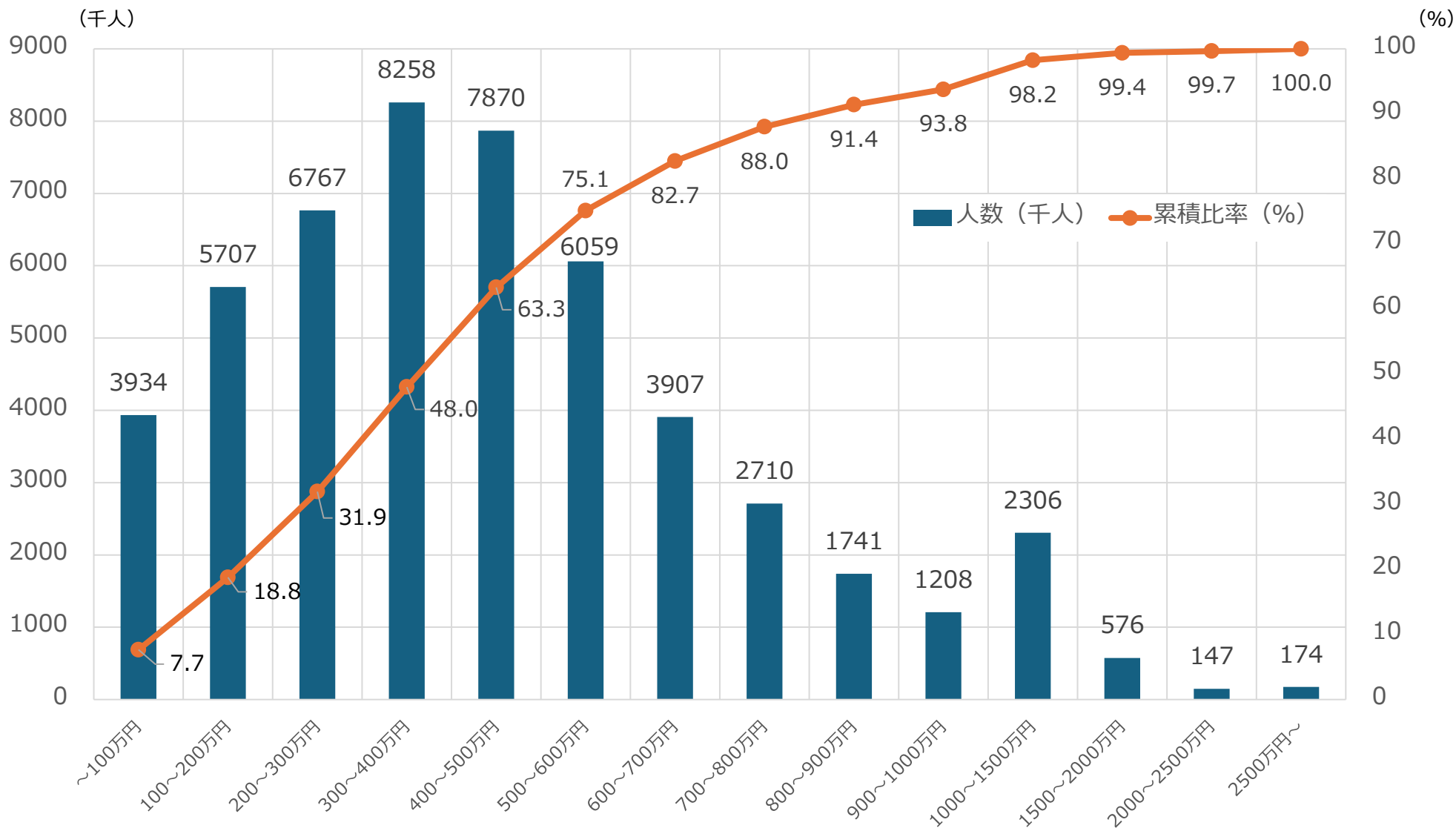
(備考2) 諸外国における税制に関連する給付措置等については、夫婦及び扶養している子どもで構成される世帯だけではなく、単身世帯や、片親世帯等においても適用可能である。

(注1) 夫婦の収入が1:1、子は5歳、2歳であると仮定した場合。

(注2) アメリカについては、そのほかに、子育て支援を主な目的とする児童税額控除が存在し、一人当たり平均年収比約340%を上限とする。

(注3) フランスについては、被扶養者(25歳未満の扶養している子ども等)に所得がある場合は、夫婦の所得と被扶養者の所得の合計額が使用される。

給与階級別分布



(注1) 1年を通じて勤務した給与所得者 5,137 万人 (男女計) が対象。

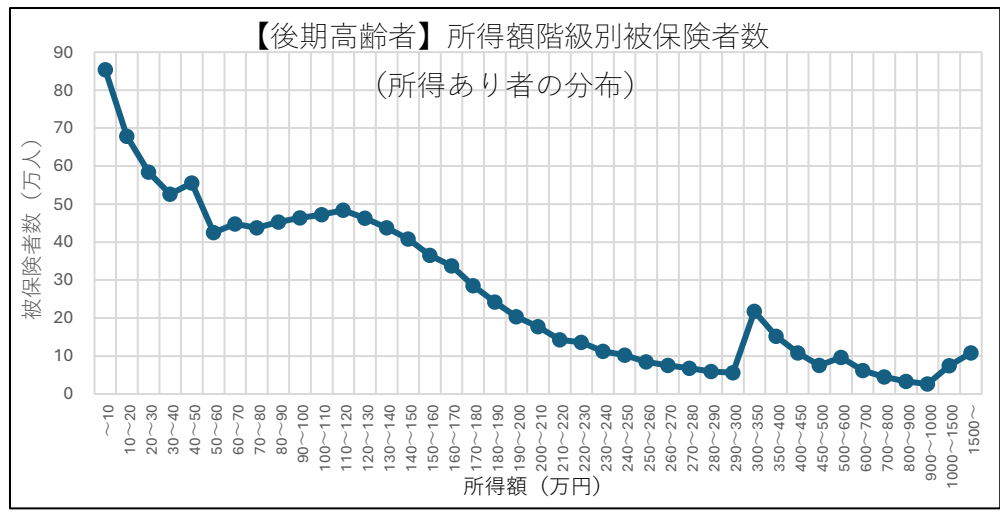
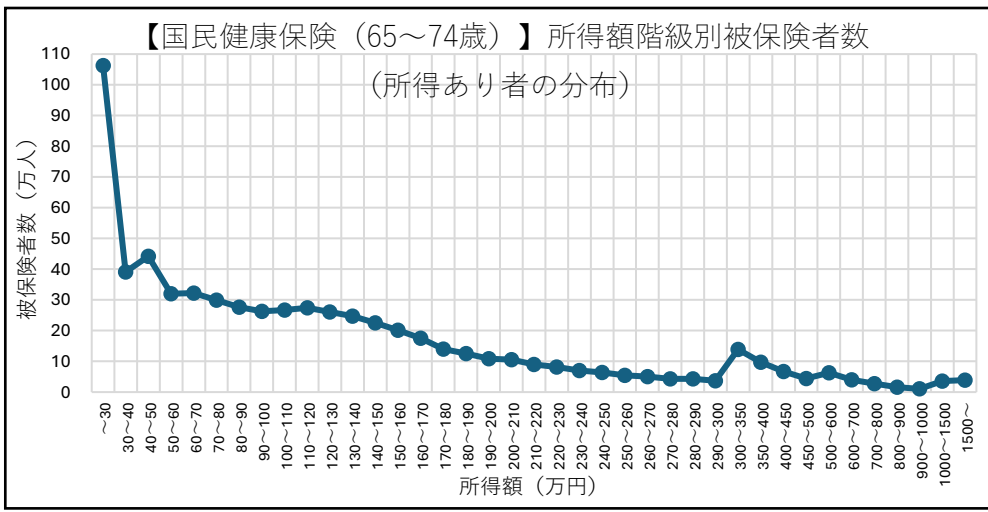
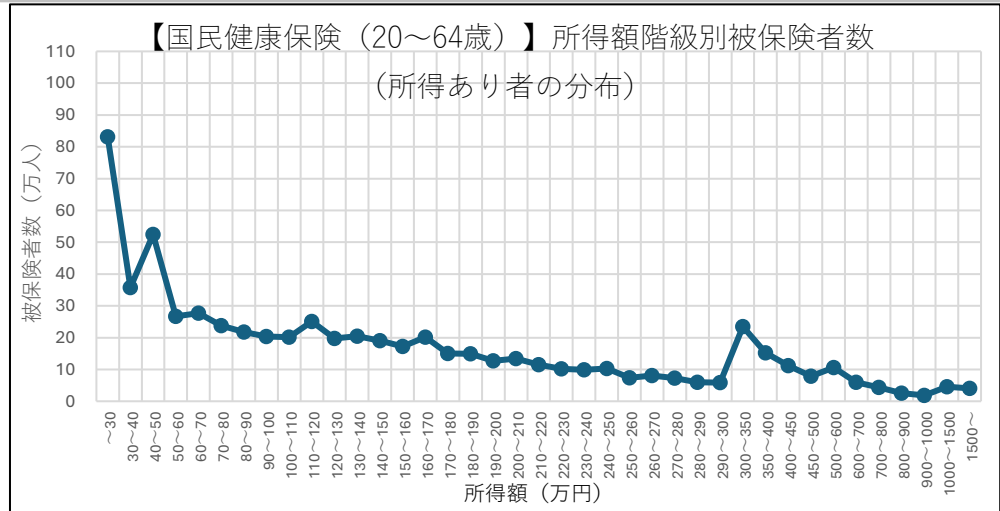
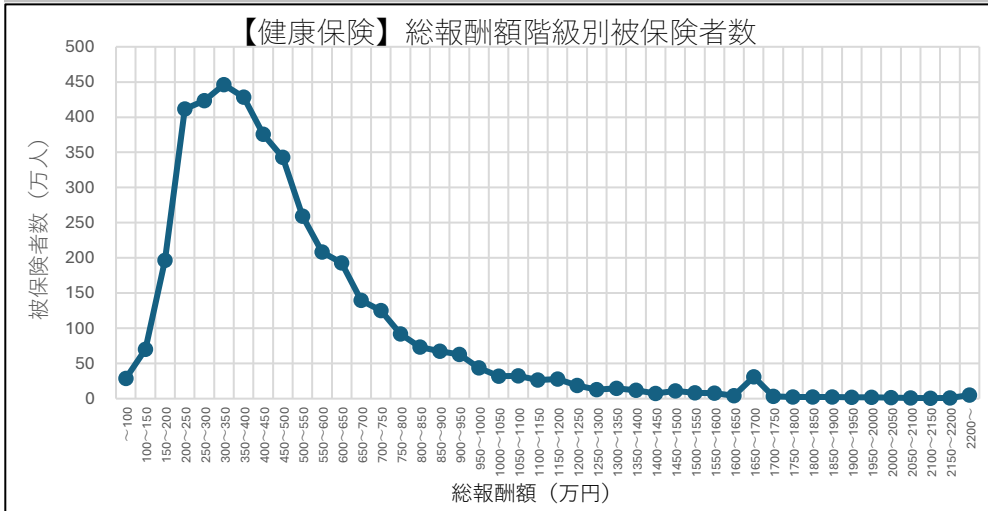
(注2) ここでいう「給与」とは、1年間の支給総額 (給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額である。) で、通勤手当等の非課税分は含まない。

(出典) 国税庁「令和6年分民間給与実態統計調査」

保険者ごとの収入・所得階層別の人数分布

○ 保険者ごとに収入・所得階層別の人数分布は異なるが、収入が一定の水準以上になれば、高収入（所得）になるほど収入（所得）階層ごとの人数は減少傾向。

(注) 健康保険は給与収入ベースであるのに対し、国保・後期は所得ベース（所得0円は給与収入で概ね55万円（令和5年時点※）、年金収入で概ね110万円）であることに留意。



(出典) 健康保険については、厚生労働省「令和6年健康保険・船員保険被保険者実態調査」の総報酬額階級別人数を用いて作成。国民健康保険については、厚生労働省「令和6年国民健康保険実態調査」における所得階級別・年齢階級別被保険者数を用いて作成。後期高齢者については、厚生労働省「令和6年後期高齢者医療制度被保険者実態調査」における所得階級別被保険者数を用いて作成。（国民健康保険、後期高齢者における所得不詳者については、所得が判明している者の所得階級別人数分布により按分している。）

・所得なし者は、国民健康保険では20～64歳で443万人、65～74歳で314万人、後期高齢者医療制度で896万人。

・国民健康保険（20～64歳、65～74歳）及び後期高齢者における所得300万円以上については、所得300万円未満と異なり、統計の標章上、所得階級の幅が50万円などとなっていることに留意。

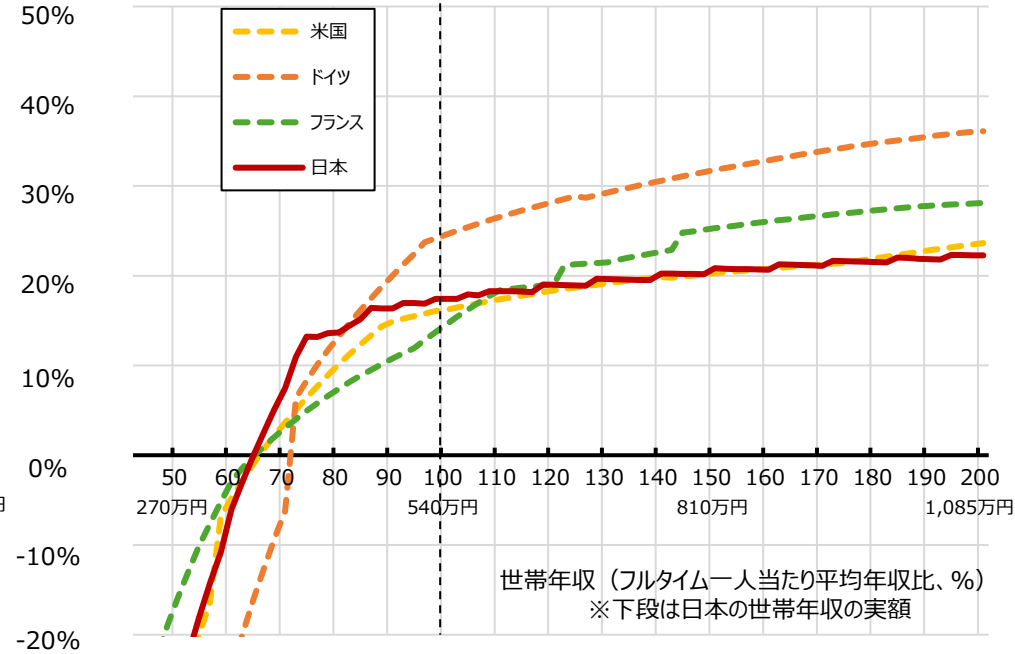
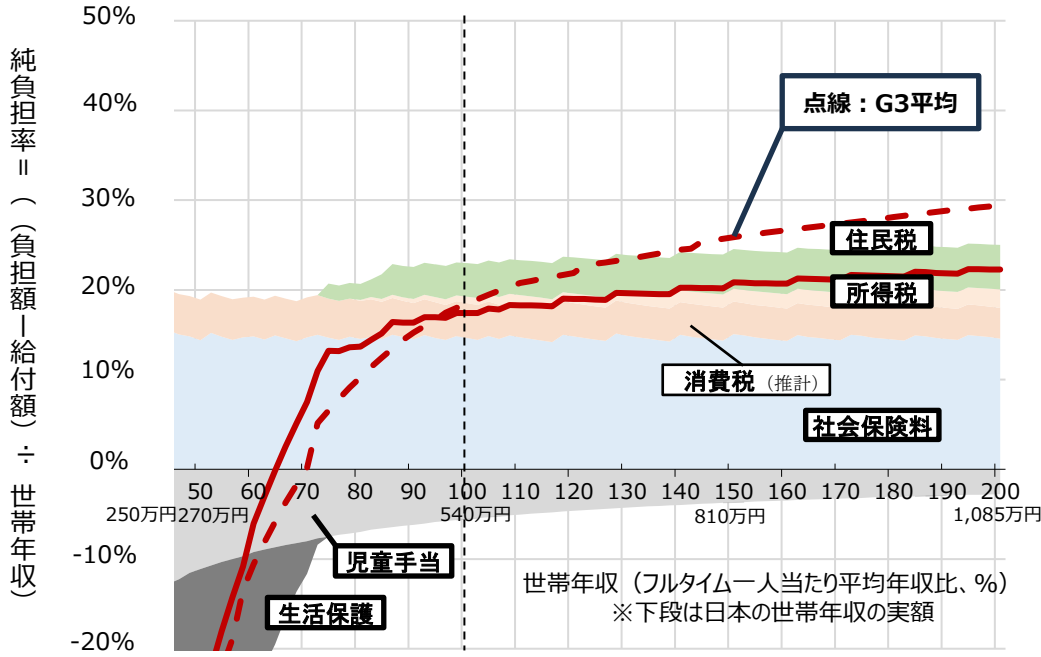
※令和8年以降は74万円。

支援額の水準の考え方

- 支援額の設定はどのような考え方に基づくべきか。支援額を逡増・逡減・消失させる所得水準の設定はどのような考え方に基づくべきか。経済社会情勢の変化に応じて、支援額を自動的に調整する仕組みを設けることについてどう考えるか。（*）
- 給付付き税額控除は、純負担率を全体として調整するものと位置付け、実質的に社会保険料の負担軽減を図るものであっても、年金等の社会保険給付には影響させないのではないか。

G3（米・独・仏）平均との比較

（参考）国別比較

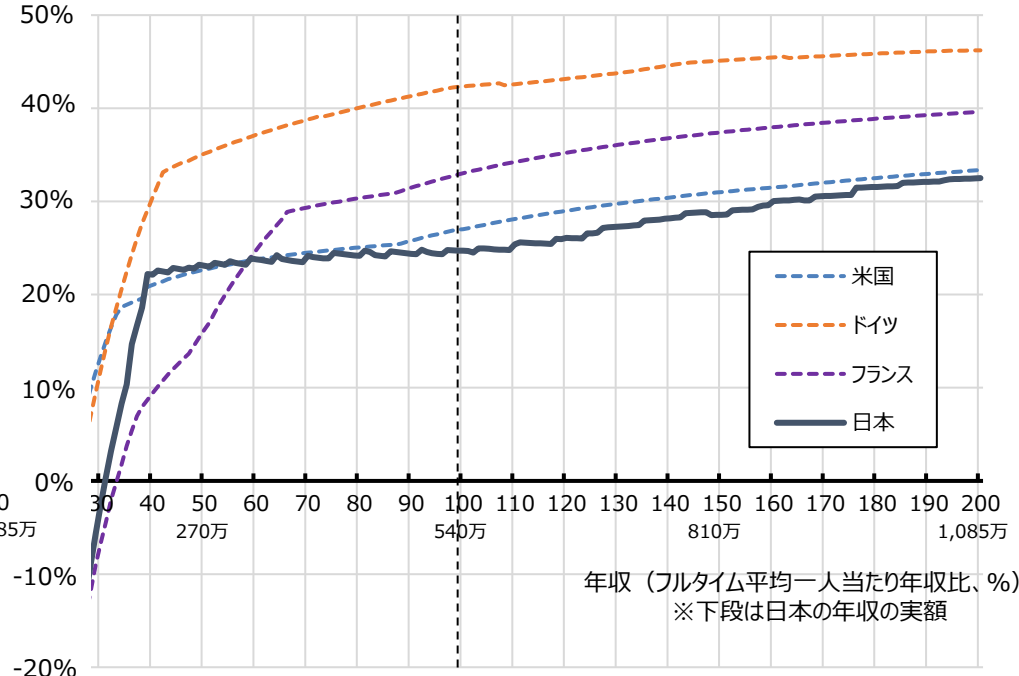
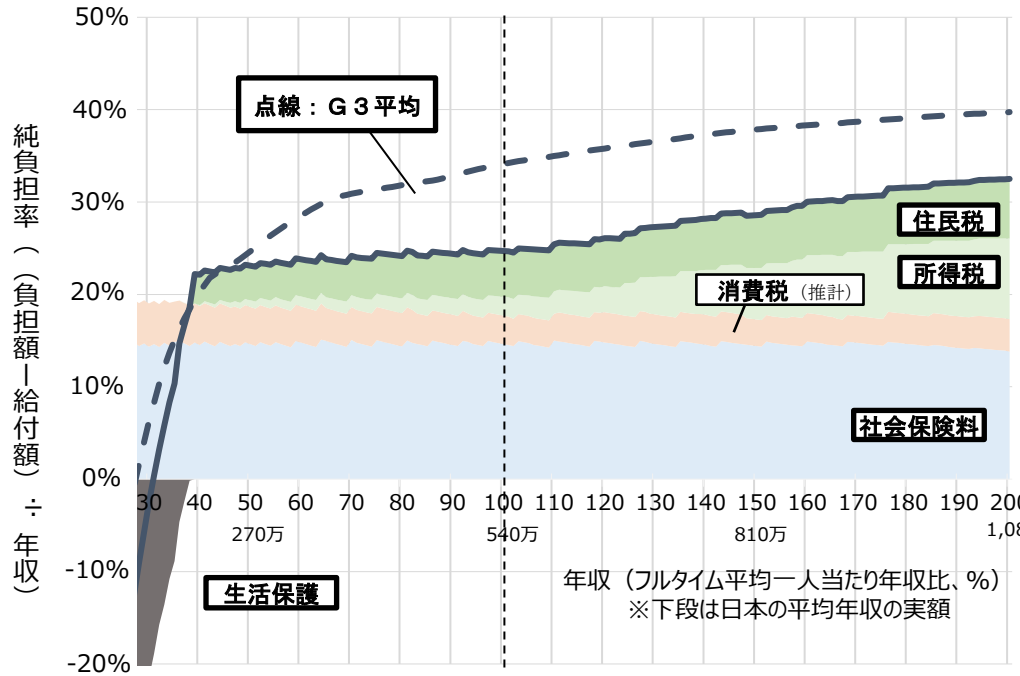


（単位：万円）

一人当たり平均年収比率	50%	60%	70%	80%	90%	100%	120%	140%	160%	180%	200%
世帯の給与収入（2人分）	270	325	375	430	485	540	650	755	865	975	1085
純負担額	-72	-20	28	59	79	94	123	153	179	210	242
うち 所得税	0	0	0	1	2	4	7	10	14	17	22
うち 個人住民税	0	0	0	8	17	20	26	32	40	47	54
うち 社会保険料	39	48	55	62	70	79	96	113	124	141	158
うち 消費税（食料品）	3	4	5	5	5	5	6	7	7	8	8
うち 消費税（その他）	9	10	12	13	14	16	18	21	24	27	29
純負担額の差（日本-G3平均）	10	15	27	15	6	-6	-19	-31	-51	-63	-76
世帯構成員一人当たり 純負担額の差（日本-G3平均）	2.4	3.7	6.9	3.7	1.4	-1.4	-4.7	-7.8	-12.7	-15.8	-19.0

G3（米・独・仏）平均との比較

（参考）国別比較

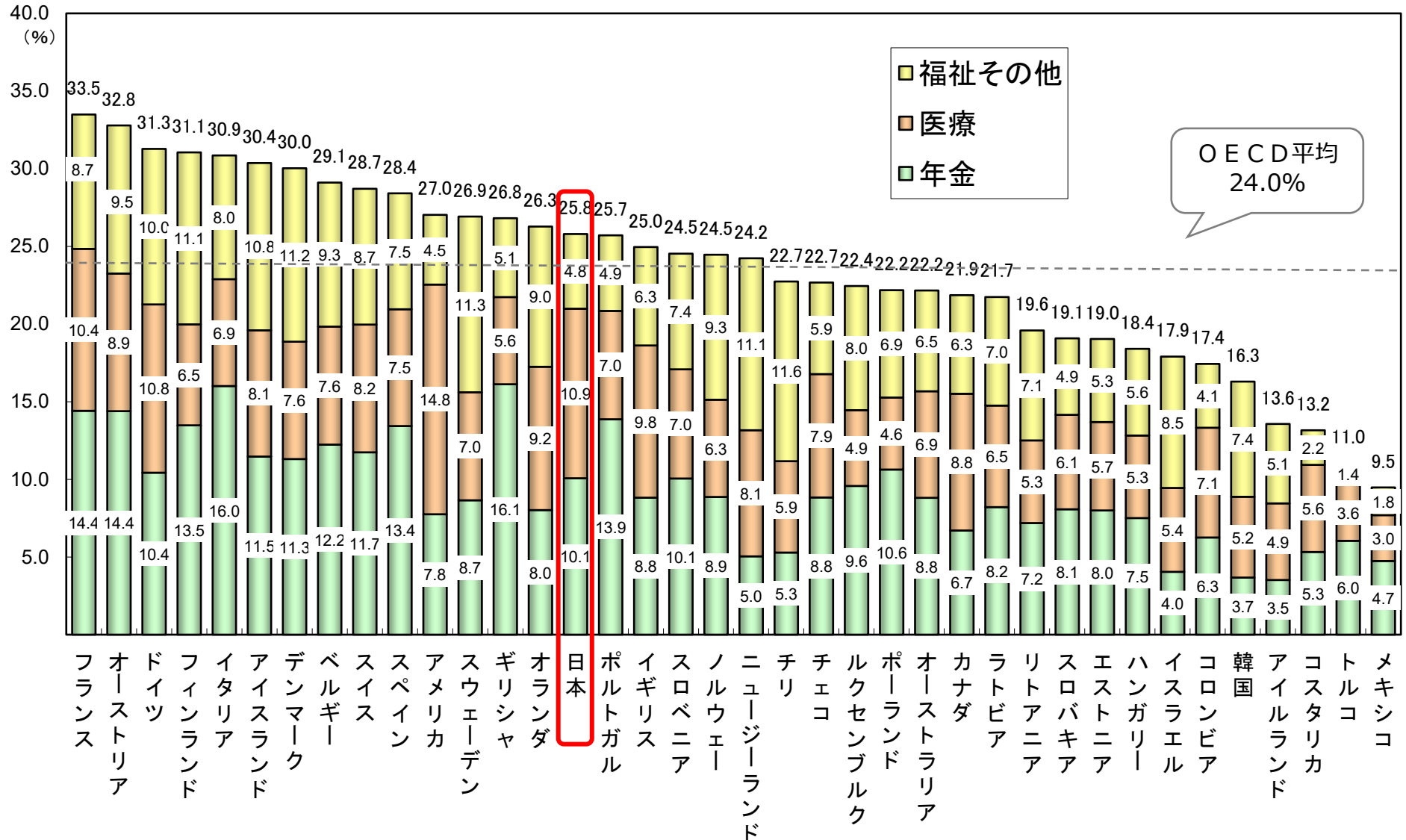


（単位：万円）

平均一人当たり年収比率	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	110%	120%	130%	140%	150%
給与収入	160	215	270	325	375	430	485	540	595	650	705	755	810
純負担額	-4	48	62	77	91	104	118	133	151	170	192	213	231
うち 所得税	0	0	2	3	5	7	9	11	14	18	29	37	45
うち 個人住民税	0	7	10	13	16	20	23	27	30	34	38	42	46
うち 社会保険料	23	31	40	48	57	62	70	79	89	96	103	110	117
うち 消費税（食料品）	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	4	4
うち 消費税（その他）	6	7	9	10	11	13	13	14	14	18	19	21	20
純負担額の差（日本-G3平均）	-14	4	-4	-15	-25	-33	-41	-51	-57	-63	-65	-69	-75

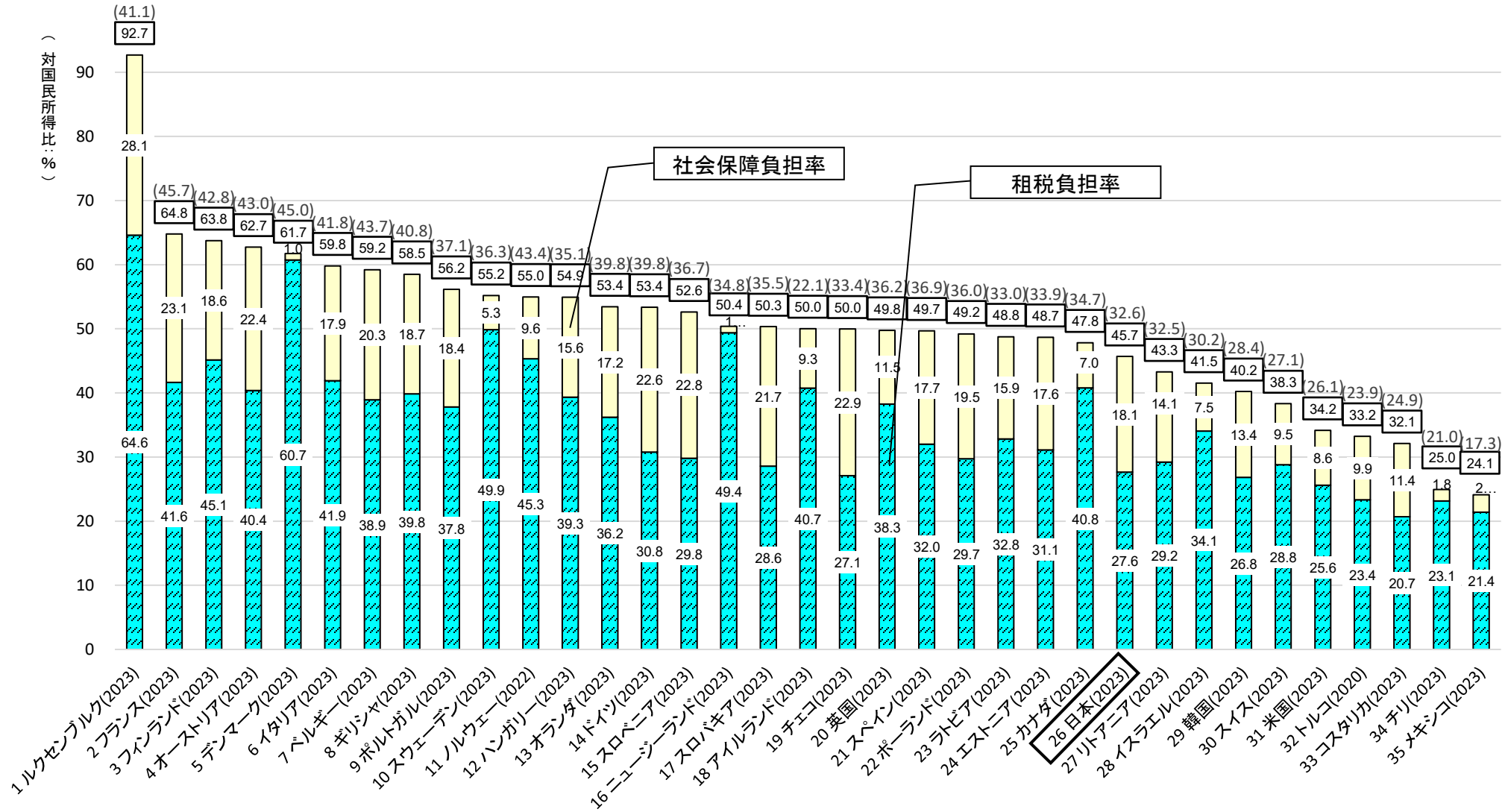
社会保障給付（対GDP比）の部門別の国際比較

○ 全体としての社会保障支出や、社会保険料・税負担の状況は、国ごとの高齢化率等によって異なる。各国の純負担カーブを比較する際には、こうした点についても念頭に置く必要。



(出典) OECD: "Social Expenditure Database"に基づき、厚生労働省で算出したもの(20250912閲覧)。いずれも2021年の数値。
 (注) OECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用(施設整備費等)も計上されている。
 社会支出は、公的社会支出(Public Expenditure) + 義務的私的社會支出(Mandatory Private Expenditure)。

国民負担率の国際比較



(注1) OECD加盟国38カ国中35カ国。オーストラリアについては社会保障負担、コロンビア及びアイスランドについては国民所得の計数が取得できないため掲載していない。

(注2) 括弧内の数字は、対GDP比の国民負担率。

(出典) 日本:内閣府「国民経済計算」等 諸外国:OECD「National Accounts」、「Revenue Statistics」、アメリカ商務省経済分析局

子育て世帯への配慮の考え方

□ 給付付き税額控除の制度設計の中で、子育て世帯への配慮をどうするか。（*）

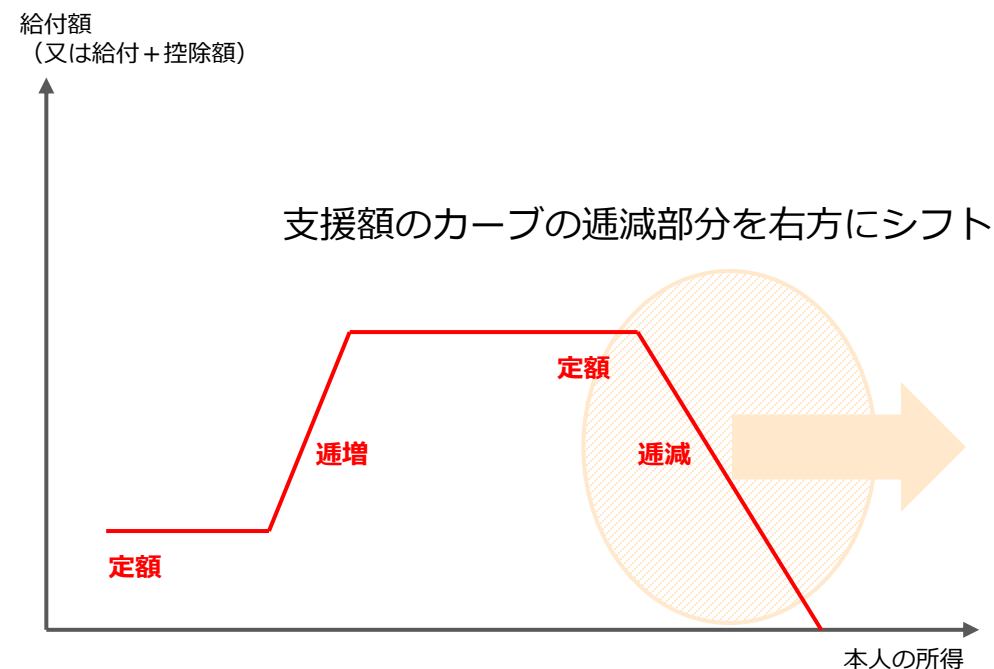
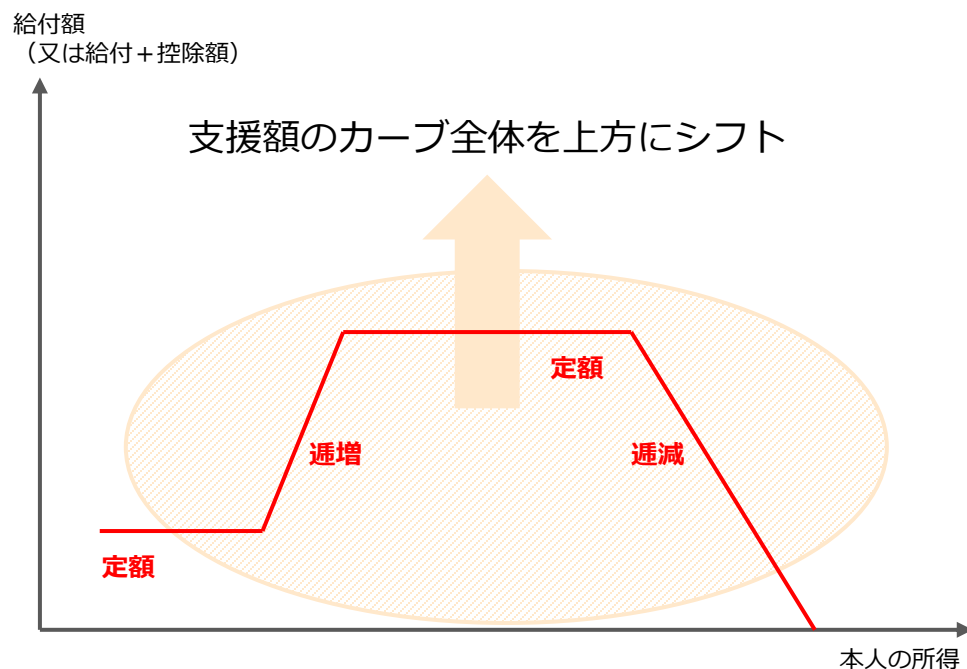
- 低所得の子育て世帯については、諸外国と比較すると純負担率が高い。児童手当の給付は、所得制限が撤廃され、ユニバーサルに行われるようになっていて、中低所得の子育て世帯に集中的に支援できない。このため、こどもの人数に応じて加算等を行い、子育て世帯に集中的な支援を実現することが考えられるのではないか。
- 就労を促進するとの政策目的や、個人単位での制度設計を基本とする中で、世帯類型によって支援に差異を設けることについては慎重に検討すべきとも考えられるのではないか。子育て世帯への支援は、加速化プランや児童手当、高校無償化など既存の制度で手当てされていること、多くの社会保険制度では、社会保険料負担はこどもの人数に応じて変わるものではないことを踏まえれば、こどもの数に応じた加算等は不要とも考えられるのではないか。
- 扶養する人数に応じて支援額を加算するのではなく、対象者として支援を受けられる所得金額の上限を変えることも考えられるのではないか。

子育て世帯への配慮の観点について

- 子育て世帯への配慮を行う場合には、その手法として、①給付額を増加させる方法、②逓減が始まる基準額を引き上げる方法の2通りのご提案があった。

①子育てをしている者について
給付額を増加させる場合

②子育てをしている者について
逓減が始まる基準額を引き上げる場合



(注) グラフの形状は、仮に「定額・逓増・定額・逓減」とした場合のものであり、この形状とすることを決定したものではない。

- 児童手当は、児童を養育する者に対して手当を支給することにより、家庭等における生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
- **次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけ**が明確化され、**少子化対策の一環**を担うとともに、児童を養育する世帯への所得再分配機能を果たしている。
- このように、**家族政策・社会保障政策の双方の性格を併せ持つ普遍的給付制度**であり、**令和6年10月に所得要件が撤廃**。

令和8年度予算案 2兆973億円 (2兆1,666億円)

事業の目的

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

事業の概要

- 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、児童手当の抜本的拡充(①~④)を令和6年10月から実施することとし、これらの抜本的拡充のため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により児童手当法を改正した。

- ①所得制限の撤廃 ②高校生年代までの支給期間の延長 ③多子加算について第3子以降3万円とする(※)
- ④支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とする

※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

実施主体等

支給対象	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)		所得制限	所得制限なし		
手当月額	【3歳未満】 (出生日の属する月の翌月から3歳の誕生日の属する月まで) 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 【3歳～高校生年代】 (3歳の誕生日の属する月の翌月から18歳到達後の最初の年度末まで) 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円	受給資格者	・ 監護生計要件を満たす父母等 ・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等			
		実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施			
		支払期月	6回(偶数月) (各前月までの2カ月分を支払)			
費用負担	被用者		非被用者		公務員	
	3歳未満	支援納付金 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15 地方 2/15	所属庁 10/10
		3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月（2024年10月分から拡充）

- ✓ 所得制限を撤廃
- ✓ 高校生年代まで延長
すべてのこどもの育ちを支える
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓ 第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円 <small>* 多子加算のカウント方法を見直し</small>	

→ 3人の子がいる家庭では、
総額で最大400万円増の1100万円

妊娠初期からの支援強化

2025年度から制度化

- ✓ 妊婦のための支援給付
①妊娠初期（5万円）
②妊娠後期以降（5万円×妊娠しているこどもの数）
の経済的支援
- ✓ 妊婦等包括相談支援事業
（伴走型相談支援）
様々な不安・悩みに応え、ニーズに
応じた支援につなげる

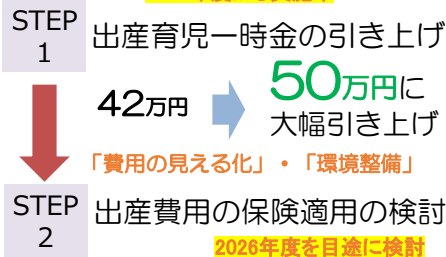
→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

子育て世帯への住宅支援

- ✓ 公営住宅等への優先入居等
今後10年間で計30万戸 実施中

出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中



フラット35の金利引下げ

- ✓ フラット35の金利引下げ
こどもの人数等に応じて最大1%（5年間）の引下げ
※住宅の省エネ性能が高い場合は、6年目以降も金利引下げの対象となる場合あり
2024年2月から実施

高等教育（大学等）

大学等の高等教育費の負担軽減を拡充

- ✓ 給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯、理工農系に拡充 2024年度から実施
- ✓ 多子世帯の学生等については授業料等を無償化 2025年度から実施
- ✓ 貸与型奨学金の月々の返還額を減額できる制度の収入要件等を緩和 2024年度から実施
- ✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入 2024年度から実施

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

「こども誰でも通園制度」を創設

- ・月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み
※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの実施も可能）
※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施

✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ

- ・76年ぶりの配置改善：（4・5歳児）30対1→25対1（1歳児）6対1→5対1
- ・民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善 2023年度から実施
- ・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 2024年度から常勤職員配置の改善を実施

✓ 多様な支援ニーズへの対応

- ・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化 2023年度から順次実施
- ・児童扶養手当の拡充
拡充後の初回の支給は2025年1月（2024年11月分から拡充）
- ・補装具費支援の所得制限の撤廃 2024年度から実施

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に

- 男性の育休取得率目標 85%へ大幅引き上げ（2030年）
→ 男性育休を当たり前
※ 2024年度：40.5%
2022年度：17.13%

- ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充 2025年度から実施
- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化
・業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充 2024年1月から実施
- ✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に 2025年度から実施

育児期を通じた柔軟な働き方の推進・多様な働き方と子育ての両立支援

- ✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置 2025年10月から実施
・事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置
- ✓ 時短勤務時の新たな給付 2025年度から実施 → 利用しやすい柔軟な制度へ
- ✓ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置 2026年10月から実施

支援の対象（「現役勤労世代」） の考え方

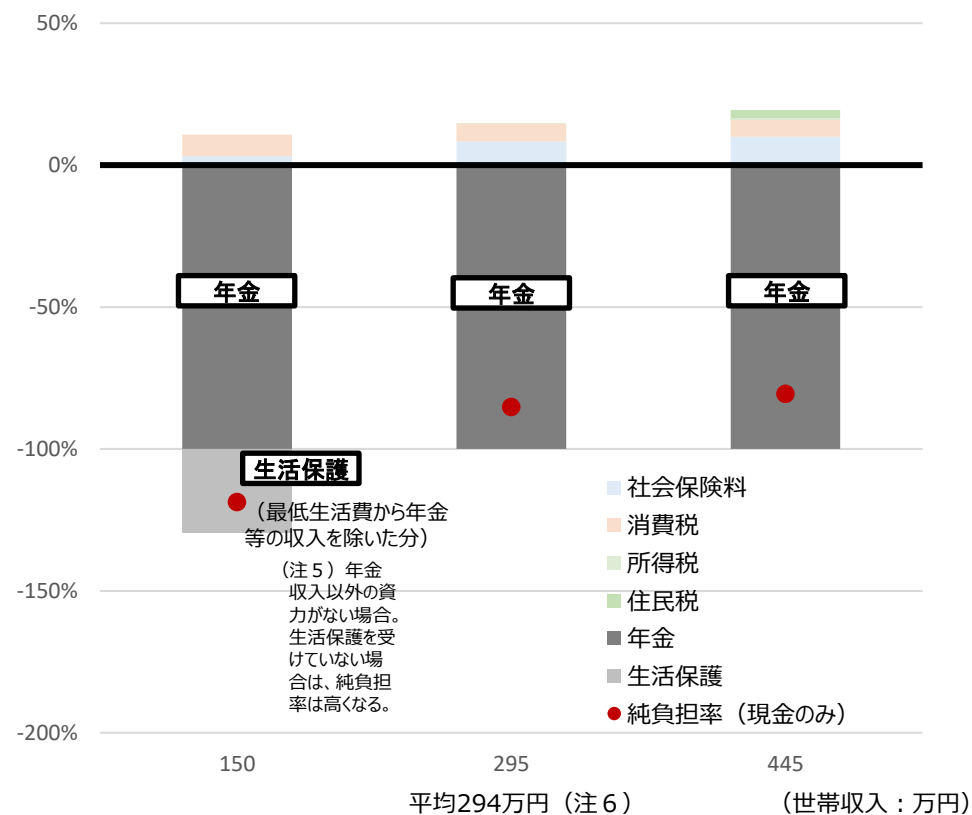
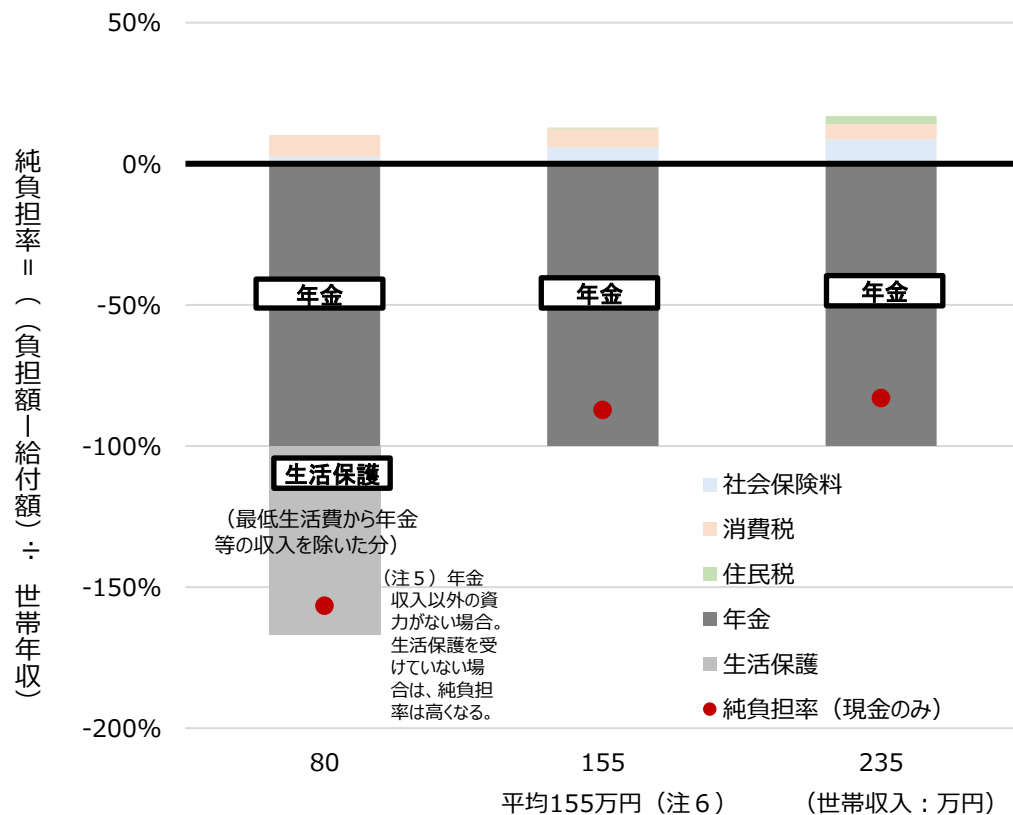
- 中低所得者の負担軽減、就労促進やいわゆる「年収の壁」に対応する観点から、中低所得の勤労世代を支援の対象とするのではないか。
- 就労促進やいわゆる「年収の壁」に対応する観点からは、一定の勤労性の収入があり、一定の社会保険料負担がある者を対象とすることも考えられるか。具体的な基準は、様々な勤務形態や働き方がある中で、どのような考え方に基づいて設定するのか。（*）
- 高齢者については、高齢者世帯の純負担率の分析によると、現役と比べて税・社会保険料負担は重くなく、年金給付等もあり、純負担もマイナス（受益超過）。支援の対象とする必要性は乏しいのではないか。他方で、就労する中低所得高齢者についてはどのように考えるか。（*）
- 就労意欲の向上の観点では、単身者も支援の対象であり、自営業者についても検討する必要があるのではないか。
- 給付付き税額控除と既存の社会保障制度の双方から取り残され、必要な支援が行き届かない層がないことが重要であり、既存の制度における様々な課題も踏まえつつ、政策目的に照らして適切に役割分担をしたうえで、議論を進めていくのではないか。
 - 給付付き税額控除は、税・社会保険料の負担と現金給付を一体的に捉え、純負担率を総合調整するという意義があるものだが、全ての政策課題を解決できるというわけではない。課題が複数ある中で政策手段は複数あるべきではないか。
 - 低年金、低所得の方や働きたくても働けない方への対応については、年金制度や生活保護、生活困窮者自立支援制度など既存の制度で、それぞれ財源を確保して対応が行われてきており、それぞれの制度での対応状況を踏まえながら解決する課題ではないか。
 - また、国民年金や国民健康保険の減免制度など、所得に応じた負担軽減措置が既にある場合には、それらを必要に応じて拡充するなど、個別の政策課題に対しては、個別制度の状況も踏まえながら対応を検討するべきではないか。

高齢者世帯（非就労世帯）の純負担率（現金給付）

○ 現役と比べて、基本的には、税・社会保険料負担は重くなく、**年金給付等もあり純負担もマイナス（受益超過）**。ただし、年金給付は各個人の現役時代における保険料負担の実績に応じて給付されるものであることに留意が必要。

高齢単身世帯

高齢夫婦世帯



(注1) 単身（75歳）の年金受給者（非就労世帯）に該当するものとして試算している。世帯年収は、年金収入の金額を表している。
 夫婦（75歳）の年金受給者（非就労世帯）に該当するものとして試算している。世帯年収は、年金収入の金額を表している。従たる受給者の年金収入は基礎年金額（満額）で固定し、主たる受給者の年金収入は増減すると仮定。

(注2) 所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。

(注3) 社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、後期高齢者医療制度、介護保険に加入していると仮定して試算している。

(注4) 消費税については、年金収入にかかる可処分所得（年金収入-個人所得課税-社会保険料）に、令和6年全国家計構造調査を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。平均消費性向は、65歳以上単身・二人以上無職世帯のデータを用いている。課税対象割合は、データ制約から、単身・二人以上勤労世帯のデータを用いている。

(注5) 生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、年金等の世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。生活保護制度においては、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（最低生活費）のうち、年金等の収入で満たすことのできない不足分を補う程度に保護を行うこととしている。

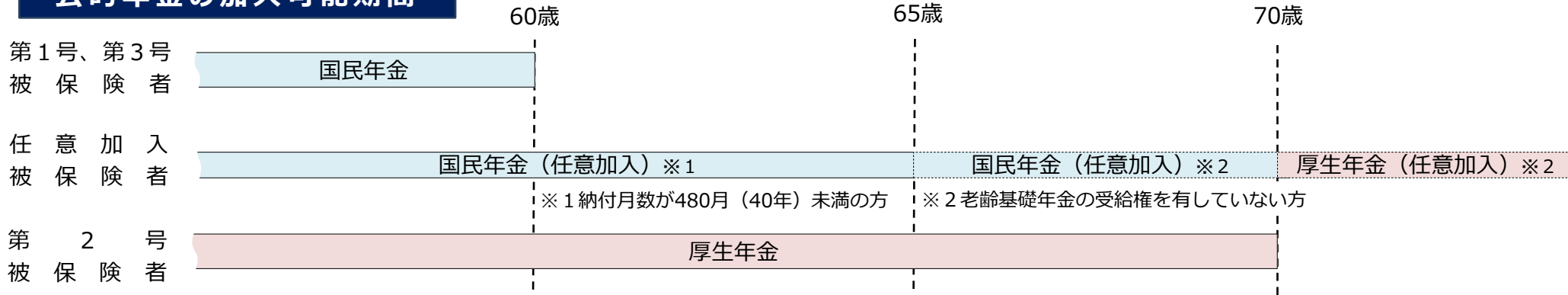
(注6) 厚生労働省「年金制度基礎調査（高齢年金受給者実態調査）令和4年」より、65歳以上である単身世帯の平均額、ともに65歳以上である夫婦世帯の平均額を転記している。その平均額を100%として50%及び150%に相当する世帯収入（年金収入）の純負担率を示している（試算の都合上5万円単位の概数）。

(出所) 翁（2026）の手法を基に、内閣官房、こども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

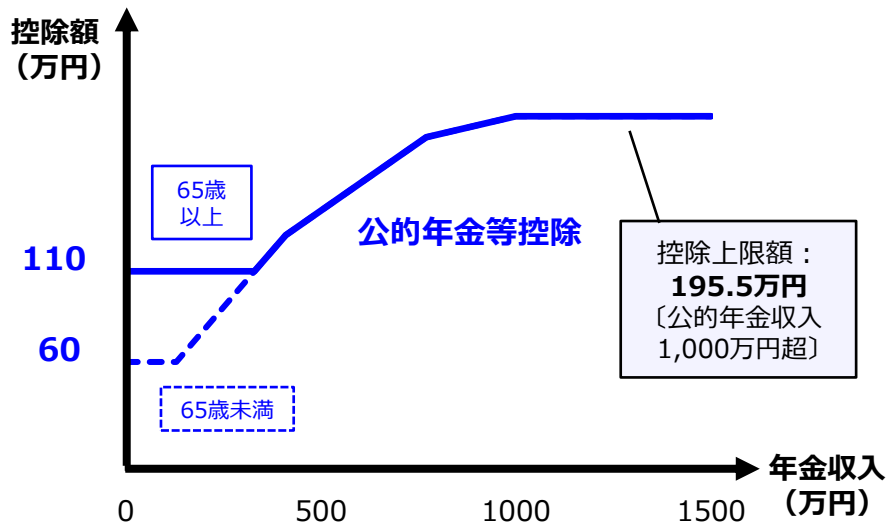
高齢者世帯の税・社会保険料負担や社会保障給付

- 現役世代の税・社会保険料のうち、大きな部分を占める**公的年金の保険料**については、**高齢者は原則負担しない**。
- **公的年金等にかかる税負担**については、年金の拠出段階では社会保険料控除として全額所得控除を受け、**給付段階**では経費性はないが税負担軽減のため**公的年金等控除**が適用される。
- 個人単位で見た場合の**社会保障給付（現物（自己負担分を控除した純給付））**については、受療率が高いこと、介護サービスの受給者が多いこと等から、大きくなる。

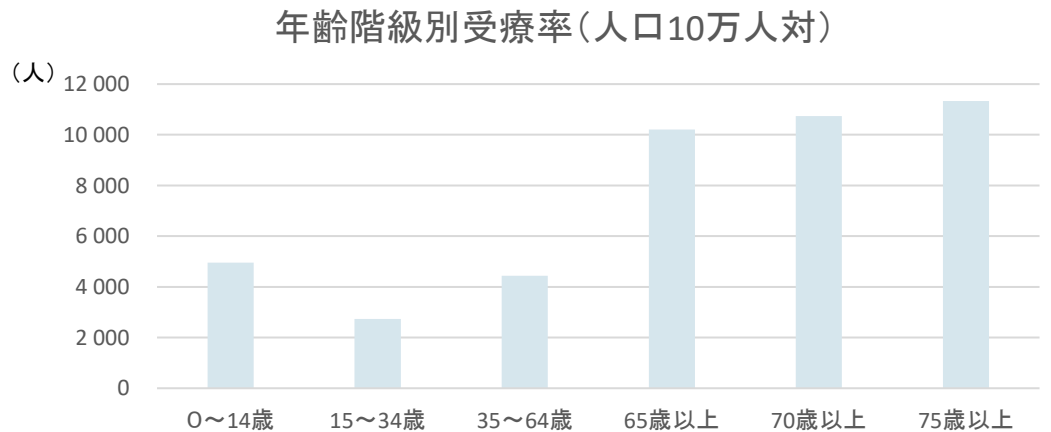
公的年金の加入可能期間



公的年金等控除



年齢階級別の受療率



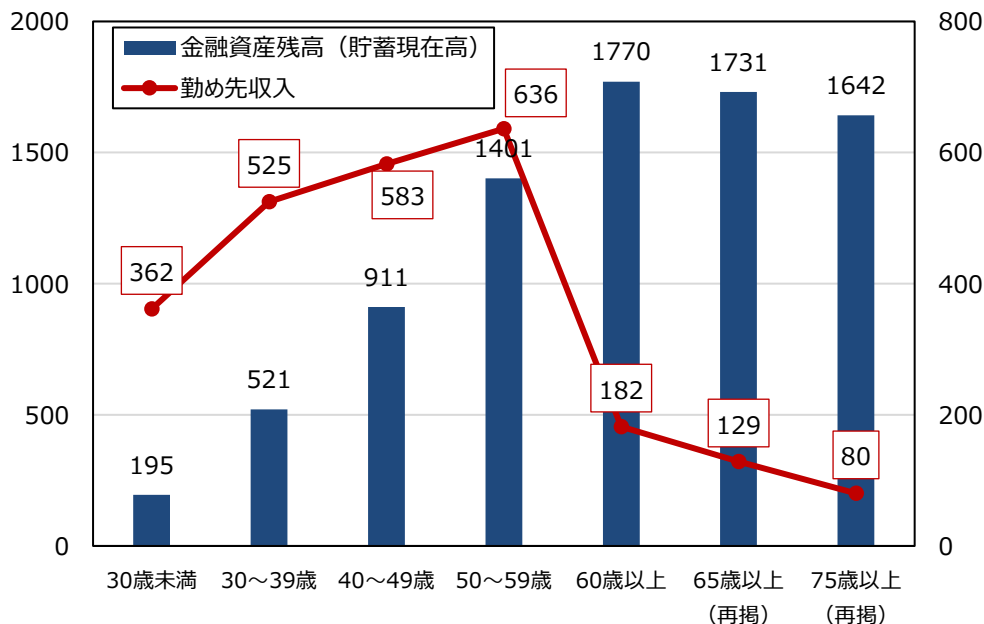
(出典) 厚生労働省「令和5年患者調査」より事務局作成。

- 年代別の金融資産残高を見ると、現役時代は、年齢が高くなるにつれて金融資産も勤め先収入も増加。高齢期には金融資産は大きい一方で勤め先収入は低い。
- 純金融資産を見ると、50代以降で資産超過状態になる。

世帯平均金融資産残高（貯蓄）

（金融資産：万円）

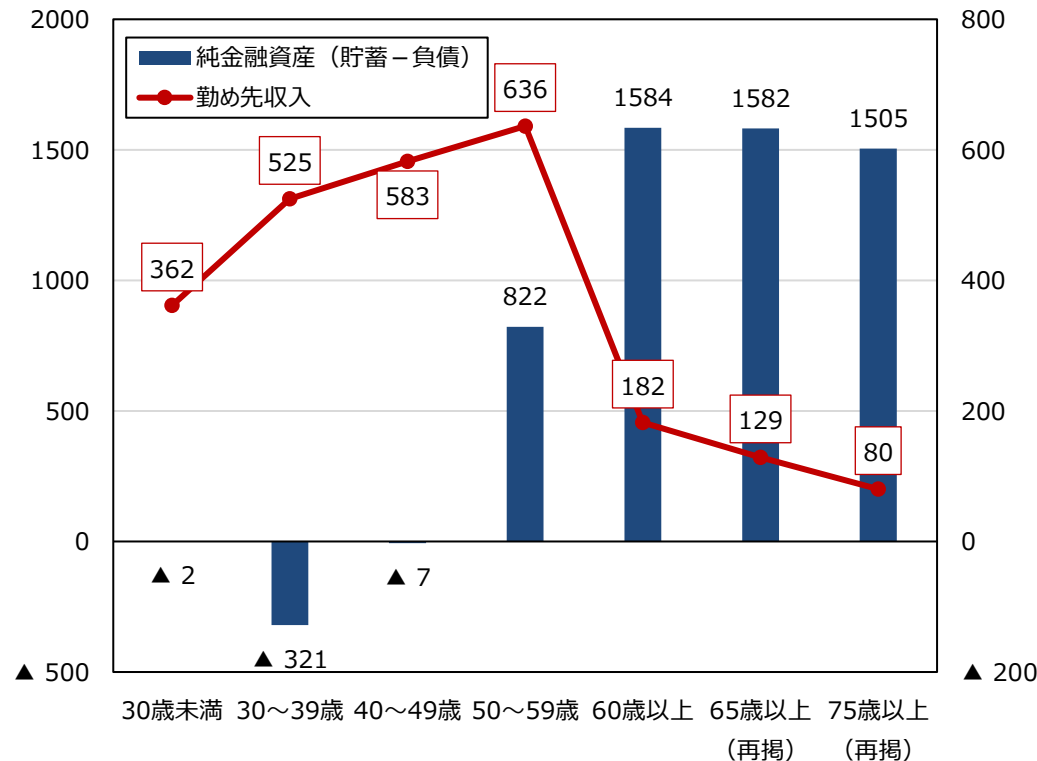
（勤め先収入：万円）



世帯平均純金融資産（貯蓄 - 負債）

（金融資産：万円）

（勤め先収入：万円）



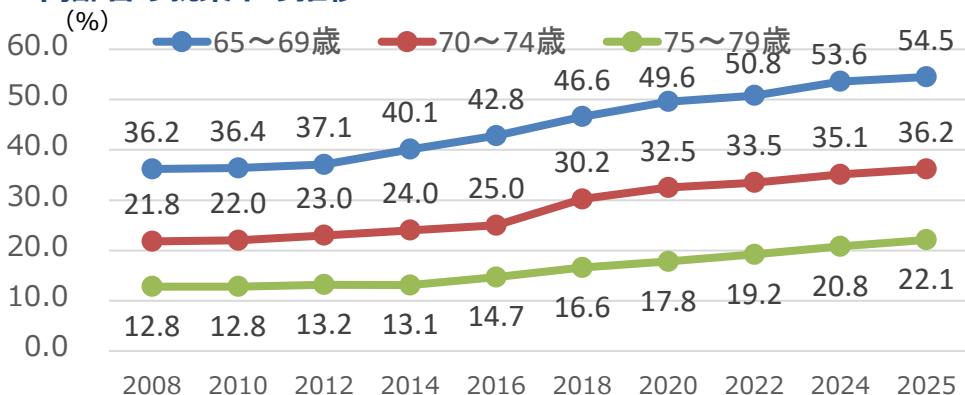
（注）「金融資産残高」は貯蓄現在高（負債現在高控除前）による。なお、「貯蓄現在高」は、銀行その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計。

（出典）総務省「全国家計構造調査」（総世帯）より作成。

高齢者の就業率や公的年金の繰下げ受給制度の利用状況

- 高齢者の就業率は上昇傾向にある。
- 厚生年金の繰下げ受給権者数も緩やかに上昇しており、年金の「支え手」として就業継続をし、負担を負う高齢者の存在が伺える。65歳以上の在職老齢年金制度による支給停止の制度も存在する。

● 高齢者の就業率の推移



(出典) 総務省「労働力調査」より事務局作成。

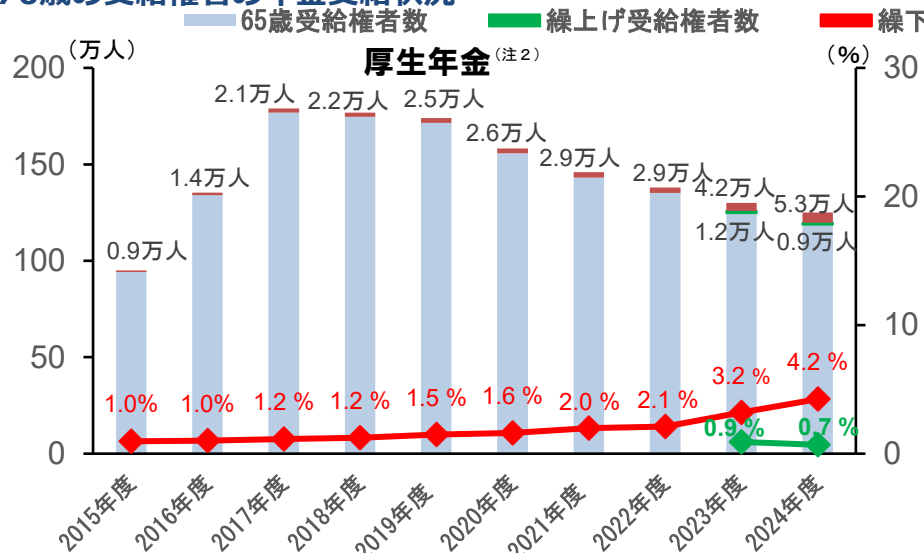
(注1) 「就業率」とは、各年齢階級の人口に占める就業者の割合をいう。値は年平均。

● 65歳以上の在職老齢年金制度の状況

在職老齢年金制度は、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として被保険者として保険料負担を求めるとともに、年金支給を停止する仕組み。2022年度末の支給停止対象者数は約49.5万人。

(参考) 2025年度年金制度改革において、「賃金 + 老齢厚生年金」による支給停止の基準額を、50万円(令和6年度価格)から、65万円(令和8年度価格)への引き上げを実施。(2026年4月施行)

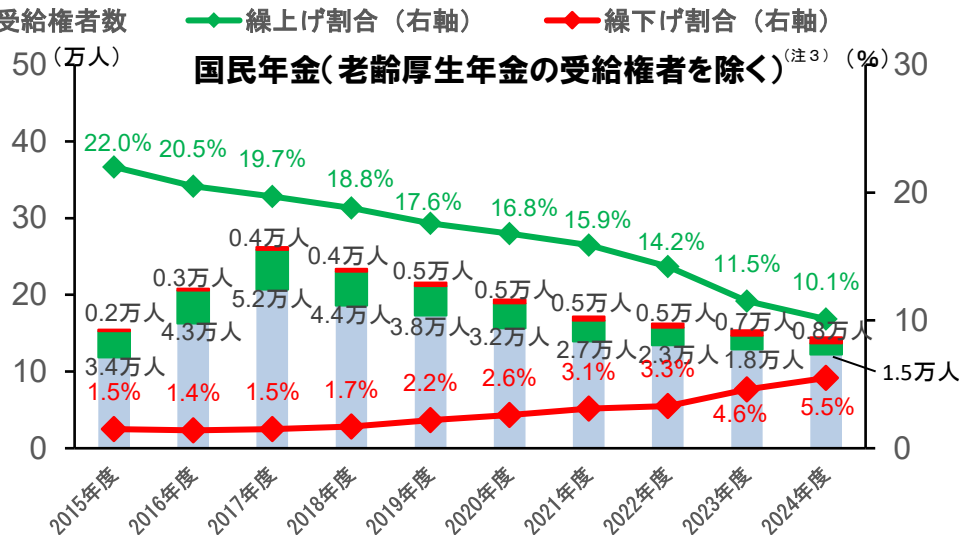
● 70歳の受給権者の年金受給状況^(注1)



(注1) 令和2年年金制度改革法により、令和4年4月以降、繰下げ年齢の上限が70歳から75歳(65歳に達した日後に受給権を取得した者は繰下げの上限が5年から10年)に引き上げられたが、上図は、年度末時点で70歳の受給権者の繰上げ・繰下げ状況を示している。

(注2) 老齢厚生年金の受給権者を対象とした、老齢厚生年金の繰上げ・繰下げの状況を示している。

(注3) 老齢厚生年金の受給権がない老齢基礎年金の受給権者を対象とした、老齢基礎年金の繰上げ・繰下げの状況を示している。



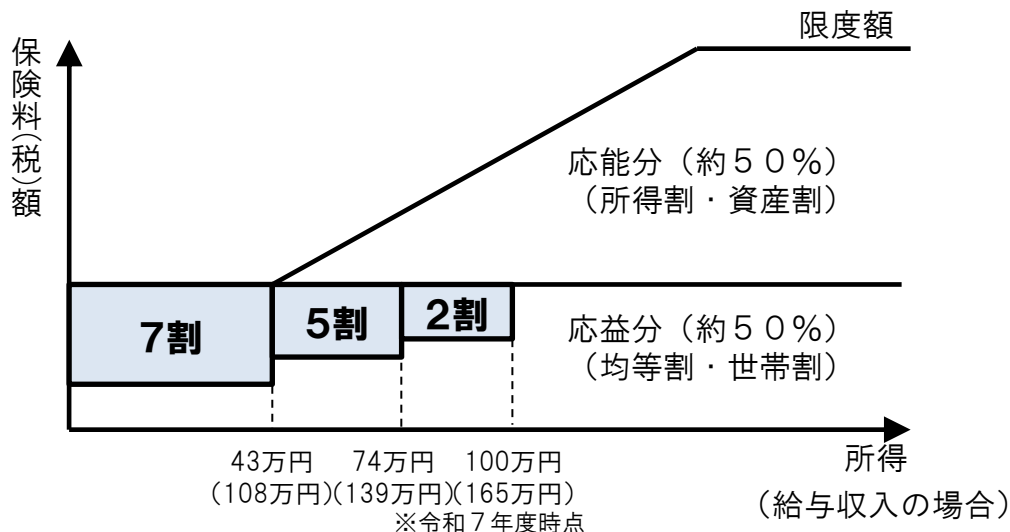
(出典) 厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」

低所得・低年金の方への支援（負担軽減含む）

○ 様々な理由により保険料の納付が困難な方や、年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者などの中で、年金を含めても所得が低い方々を支援するため、保険料の軽減・減免制度や給付金制度が設けられている。

●国民健康保険料（税）の軽減について

所得が一定額以下の場合には、応益分保険料（税）（均等割・世帯割）の7割、5割又は2割を軽減している。



●国民年金保険料の免除について

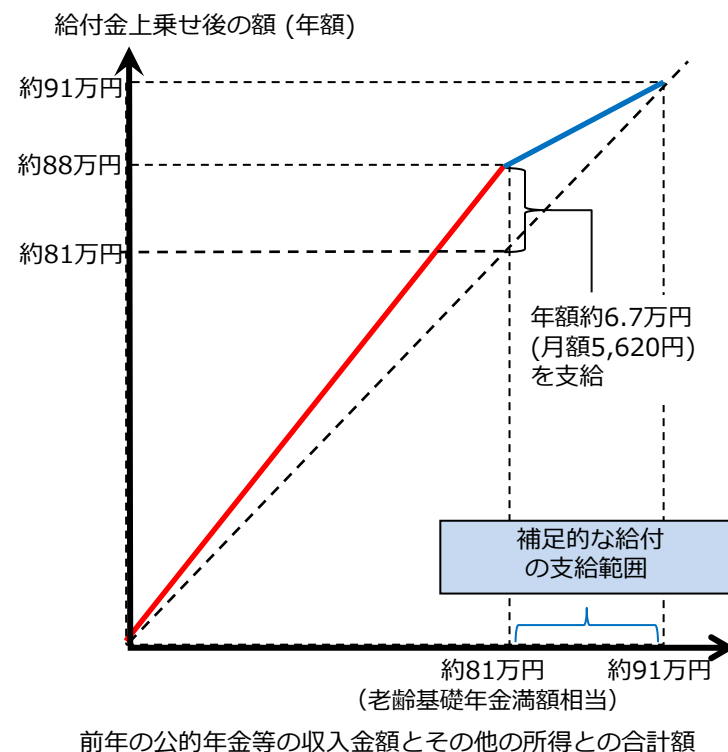
- 所得が一定額以下の場合など、保険料を納付することが経済的に困難な場合は、本人の申請等により、承認されると納付が免除。
- 免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1で、免除期間中の老齢基礎年金額への反映割合も保険料負担分に応じそれぞれ半額、8分の5、4分の3、8分の7になる。

(参考) 単身世帯における免除となる所得水準（括弧内は給与収入の場合。社会保険料控除は0と仮定している。令和8年度時点。）

全額	67万円 (141万円)
4分の3	88万円 (162万円)
半額	128万円 (194万円)
4分の1	168万円 (251万円)

●年金生活者支援給付金について

- 年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者などの中で、年金を含めても所得が低い方々を支援するため、月額5千円を基準とし、年金に上乗せして支給する制度。消費税率を10%に引き上げた財源を基に支給。



(注) 保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者に係る老齢年金生活者支援給付金の例

就労が困難な方への支援

- 様々な理由により就労が困難な方がいるが、その背景は多様であり、個別の事情に応じ、重層的に支援制度を設け、制度ごとに支援を実施。なお、各制度については、それぞれの制度趣旨等を踏まえて、支援内容や対象者の要件等の範囲が定められている。

【支援制度の例】

	制度名	制度目的	生計支援等	対象者への就労支援制度／事業等
一般	生活保護	最低限度の生活保障 自立の助長 ※資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養等は、保護に優先される。	最低生活費（生活扶助、住宅扶助等）から収入を差し引いた差額（保護費）の支給	<ul style="list-style-type: none"> 被保護者就労支援事業 被保護者就労準備支援事業
	生活困窮者自立支援制度	自立の促進 生活の安定	金銭給付は住居確保給付金のみ（家賃補助、転居費用補助）	<ul style="list-style-type: none"> 自立相談支援事業 就労準備支援事業 認定就労訓練事業
失業・求職	雇用保険（求職者給付）	失業者に対する生活の安定と再就職の促進	基本手当等	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークにおける就職支援 無料の職業訓練
	求職者支援制度（職業訓練受講給付金）	特定求職者（※）の職業及び生活の安定 ※雇用保険被保険者以外の者等	職業訓練受講給付金	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークにおける就職支援 無料の職業訓練
負傷・疾病による休業	健康保険（被用者保険）	社会保障及び国民保健の向上	傷病手当金	—
	労災保険	被災労働者等の保護	休業補償給付	—
出産・育児による休業	健康保険（被用者保険）	社会保障及び国民保健の向上	出産手当金、産休・育休期間中の保険料免除	—
	雇用保険（育児休業等給付）	労働者の職業生活の円滑な継続の援助・促進	育児休業等給付	—
障害	障害年金	所得の保障	年金給付	—
	障害福祉サービス（就労系）	就労に必要な知識・能力の向上	—	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援等
	障害者雇用制度	雇用機会の確保、職業の安定	—	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用率制度 ハローワークにおける就職支援

※ 各支援を受けるに当たっては、対象者の要件を満たす必要がある。例えば、生活保護、住居確保給付金、職業訓練受講給付金については、収入・資産等の要件がある。

※ 上記のほか、介護離職防止のための支援、非正規雇用から正規雇用への転換のための支援等、支援を受ける方の特性に合わせた支援を実施。

I 基本認識

様々な課題に直面している就職氷河期世代に対して、その周辺の世代と合わせ、個々人の課題やニーズに応じたきめ細かい支援を効果的に実施していくことで、当該世代が抱えている現在と将来の暮らしへの不安を軽減するため、当面3年間程度（2028年度まで）の集中的な支援に取り組む。

II 施策の方向性とKPI

1. 就労・処遇改善に向けた支援

- ①相談対応等の伴走支援
ハローワークの専門窓口で、賃金が上昇する転職・処遇改善に資する訓練情報の提供を含む相談、紹介、就職、定着までの一貫した伴走支援
- ②リ・スキリングの支援
・非正規雇用労働者等を対象とするオンライン訓練の全国展開
・資格やスキル標準と結びつく教育訓練給付金指定講座の拡大
・企業を通じたキャリア形成の支援
- ③就労を受け入れる事業者の支援
・トライアル雇用助成金による支援
・特定求職者雇用開発助成金による支援
- ④家族介護に直面する者の介護離職防止に向けた支援
・両立支援等助成金による支援
・地域の介護サービス提供体制の確保
- ⑤公務員・教員としての採用拡大
- ⑥業種別の就労支援（農業・建設業・物流業）
- ⑦地方における就業等の支援

（KPI例）

正規雇用労働者率、不本意非正規雇用労働者率等

2. 社会参加に向けた段階的支援

- ①社会とのつながり確保の支援
・ひきこもり支援の広域連携等を推進し、相談支援を行う自治体を支援
・氷河期等交付金における、居場所づくりに取り組む自治体支援
- ②職業的自立に向けた支援
地域若者サポートステーションにおける就労に向けた相談支援
- ③柔軟な就労機会の確保
・認定就労訓練事業（中間的就労※）の積極活用
・氷河期等交付金における、中間的就労の機会創出に取り組む自治体支援

※中間的就労

すぐに一般企業で働くことが難しい者が、個々人の能力や適性、状況に応じて支援を受けながら柔軟に働くこと。

（KPI例）

無業者率、困ったときに頼れる人の有無等

3. 高齢期を見据えた支援

- ①家計改善・資産形成の支援
・生活困窮者に対する家計改善支援
・金融経済教育推進機構による、関係省庁等と連携した金融経済教育の提供
- ②希望に応じた高齢期の就業機会の確保
65歳超雇用推進助成金による支援
- ③高齢期の所得保障
・短時間労働者への被用者保険の適用拡大とともに、任意の適用に取り組む事業所を支援
・社会経済情勢を見極め、次期財政検証において基礎年金水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了するために必要な措置を講ずる
- ④住宅確保の支援
・低廉な公営住宅の供給
・高齢者が着実に入居できるセーフティネット登録住宅の供給
・見守りや福祉サービスへのつながりが提供される居住サポート住宅制度の普及

（KPI例）

老後の生活設計に不安を感じる割合、高齢者の就業率等

3本柱の取組を支える実態調査・広報プロモーション

- ①実態調査 ソーシャルリスニング方式（※）を取り入れた調査等を通じた継続的な当事者のニーズ調査の実施
- ②周知広報 プッシュ型による情報提供の展開、新ポータルサイトの活用と合わせた広報の強化

※SNS等で発信されている意見を収集、分析し、ニーズや課題感のトレンドを把握する方法

III 施策の点検・評価

「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」において、毎年度、個別施策の取組状況及びKPIのフォローアップを実施。

制度の執行等

「これまでの議論を踏まえた今後の議論の素材」より抜粋

- 本制度の執行に係る主体が誰であろうと、早期かつ円滑に実施できるよう、事務負担を十分考慮した制度設計にするとともに、執行面についても、情報インフラの進展等も踏まえ、継続的に改善を検討し、見直していくのではないか。
- 新たな制度の意義は、所得を把握した上で、税や社会保険料等を総合的に考慮して負担軽減を図る、所得に連動したきめ細かな支援を届けられることにあるのではないか。また、税額控除と給付の組合せは制度が複雑となる。こうした観点や、事務の効率化を図る観点から、狭義の給付付き税額控除として税額控除と給付を組み合わせるのではなく、所得に応じた給付に一本化してはどうか。（＊）
- 必要な事務負担であっても、できる限り実施主体の負担軽減のための適切な国の支援や対策が必要ではないか。
- 事業主が事務を担うことについては、中小事業者において対応が困難ではないか。また、勤務先が複数ある者についても対応困難ではないか。
- 本制度の執行に係る主体については、国か地方自治体かの二者択一ではなく、国と地方が協力して運営していくという基本的な考え方の下、役割分担をしていくのではないか。国と地方が連携したオールジャパンでの取組とすべきではないか。
- 役割分担について、システム等の全国一律とした方が効率的なインフラの整備は国が対応することを基本とする一方、住民とのインターフェイスの部分は地方自治体を中心に対応することが考えられるか。また、役割分担は固定的なものとするのではなく、情報インフラの進展等を踏まえ、変わり得るものと考えべきではないか。（＊）
- 地方に役割が求められるのであれば、制度設計や地方の役割を明確にし、国と地方の間の丁寧な協議が必要ではないか。
- 新型コロナウイルス感染症蔓延時の対応の経験も踏まえ、デジタル基盤やマイナンバー等、長年課題とされてきたインフラや制度の整備が進められてきた。こうしたインフラを最大限に活用してはどうか。さらに、将来的な制度設計や最終的な着地点も考慮しながら、まずは既存の情報インフラを十分に活用しつつ、更なる情報連携やDX化等による業務効率化を図ることが重要ではないか。
- 過去の給付金事務において負担が大きかった口座情報の確認作業や外部からの問い合わせ対応等について対応策を講じることが重要ではないか。公金受取口座の一層の活用も重要だが、公金受取口座については、口座登録率の向上、口座情報の正確性の継続的な確保などの課題の解決が必要ではないか。
- 恒久財源をどのように確保すべきか。制度の趣旨に照らして、どのような財源が考え方として相応しいか。（＊）

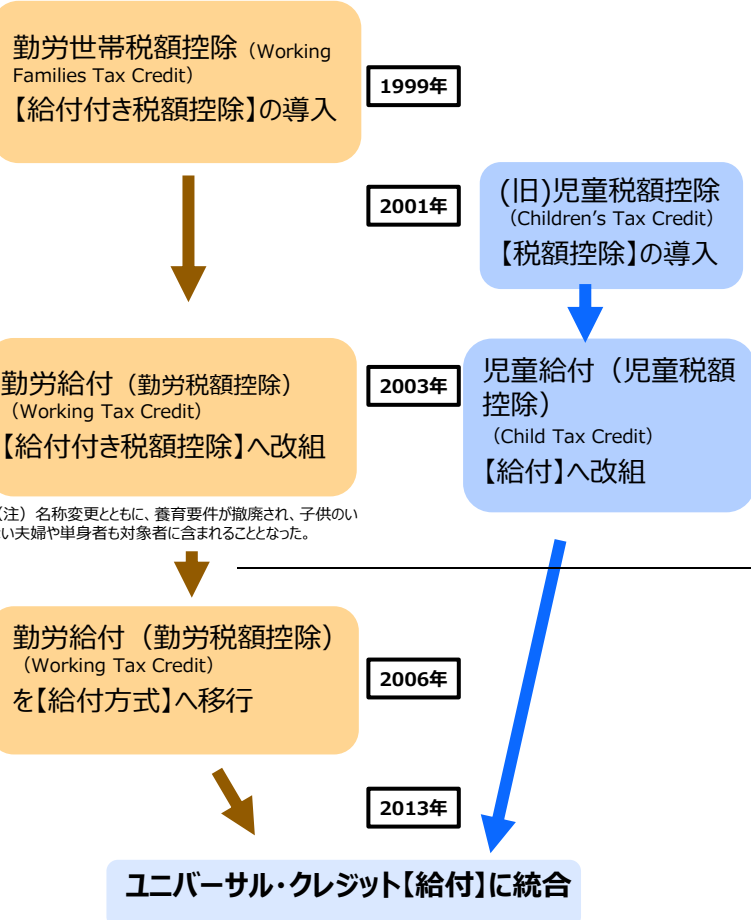
注：（＊）は、特に、引き続き議論が必要と考えられる点

英国・フランスにおける制度の変遷

- 英国の勤労世帯税額控除 (Working Families Tax Credit)、勤労給付 (勤労税額控除) (Working Tax Credit) は、源泉徴収の仕組みを通じて税額と相殺の上で雇用主を介して給付を行う制度として導入されたが、雇用主の事務負担等を考慮し、2006年より雇用主を介さない全額給付制度に移行。その後、児童給付 (児童税額控除) (Child Tax Credit) や複数の給付措置等を統合・簡素化し、2013年よりユニバーサル・クレジットを導入。
- フランスの就業のための手当は、確定申告の仕組みを通じて税額と相殺の上で税務当局から給付を行う制度として導入されたが、積極的連帯手当 (RSA) と、勤労性の収入に連動する部分については仕組みが重複していたこと、また執行機関や窓口が異なり対象者にとって利便性を欠いていたことを踏まえ、制度の簡素化・整理を行い、2015年より給付の形で活動手当を導入。

(2026年2月現在)

英国における制度の変遷



全額給付方式へ移行した経緯：

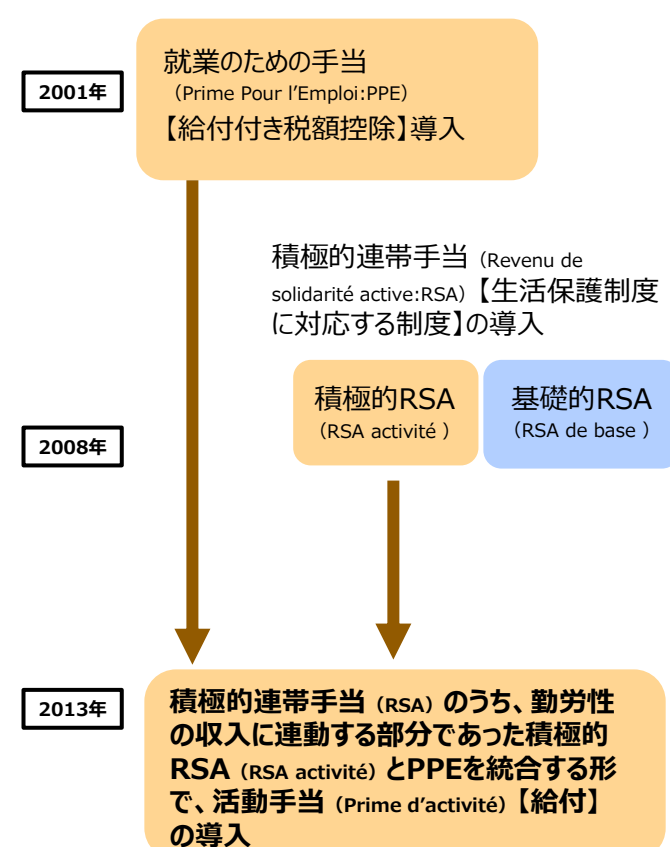
- 財務省令の説明文書

「…給与を通じて勤労税額控除を支払うことは、必然的に企業にコンプライアンスコストを課すことになる。企業に対する規制負担を軽減するという公約に沿い、政府は2004年度予算案において、雇用主を通じた就労税額控除の支払いを適宜段階的に廃止し、HMRCによる直接支払いに置き換えることを発表した。…」

- 平成21年政府税制調査会海外調査報告 (IFSから聞き取り (一部表記を修正))

「…当初の勤労世帯税額控除は、スティグマ対策の一環として、給与源泉徴収の仕組みを通じて雇用者に税額と相殺の上で給付させていた。これが税務当局が執行機関とされた理由の一つだろうが、後に雇用者の負担等を考慮して廃止された。…」

フランスにおける制度の変遷



(税制の抜本的な改革に係る措置)

第一百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代(平成二十二年から令和元年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

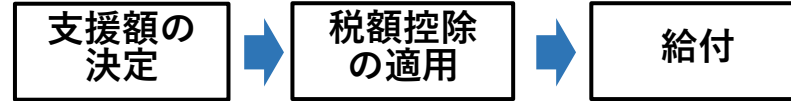
- 一 **個人所得課税**については、**格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点**から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、**給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。)**の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して**中低所得者世帯の負担の軽減**を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

(参考) 「平成21年度税制改正法附則 (税制の抜本的な改革に係る措置) について」 (抄)

第1号においては、個人所得課税の見直しの基本的方向性として、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、最高税率や給与所得控除の上限の調整等により、高所得者の税負担の引上げを検討することとされています。給与所得控除については、その控除額に上限が設けられていない仕組みを見直すことが適当との指摘が、政府税制調査会の「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(平成19年11月)においてなされています。第1号では、同時に、歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の税負担の軽減も検討することとされており、いわゆる「給付付き税額控除」についてもこうした「歳出面も合わせた総合的な取組」の一例として検討が行われることとされています。なお、**この「給付付き税額控除」については、定義上「給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。」とされており、「給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組み」には、例えば、既存の給付措置を活用してこれと税額控除を組み合わせるケースも含まれる一方、「これに準ずるもの」には、例えば一律の給付措置も含まれると解されるなど幅広い手法が考えられるところであり、一義的な手法が検討対象とされている訳ではありません。**

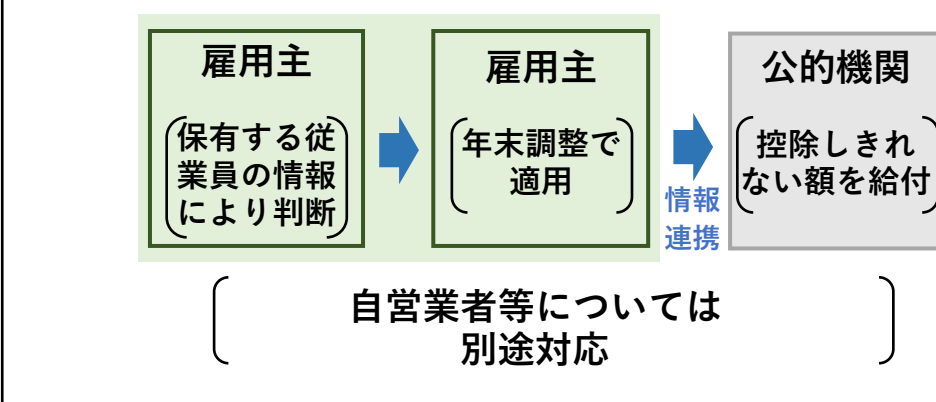
(出典) 財務省「平成21年度 税制改正の解説」掲載 (財務省ホームページ)

実施方法と留意点



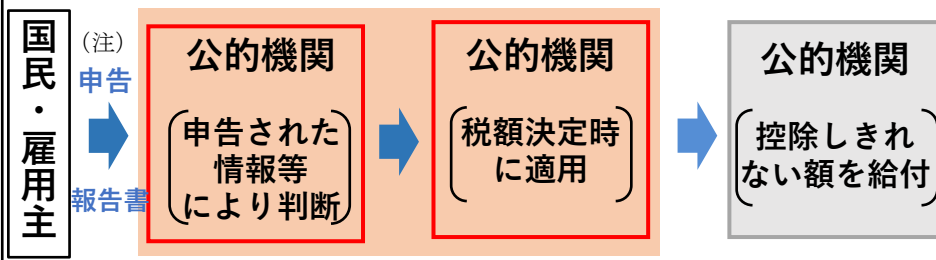
【イメージ1】
雇用主において従業員の年末調整時に税額控除を適用し、残余を公的機関が給付。

- 雇用主の保有する情報の範囲内でのみ支援額（税＋給付）を決定することが可能。
 ※ 雇用主が有しない副業収入、世帯所得、金融所得等の勘案は困難
- 自営業者等については確定申告等による仕組みが別途必要。
- 雇用主に追加的な事務負担が生じる。



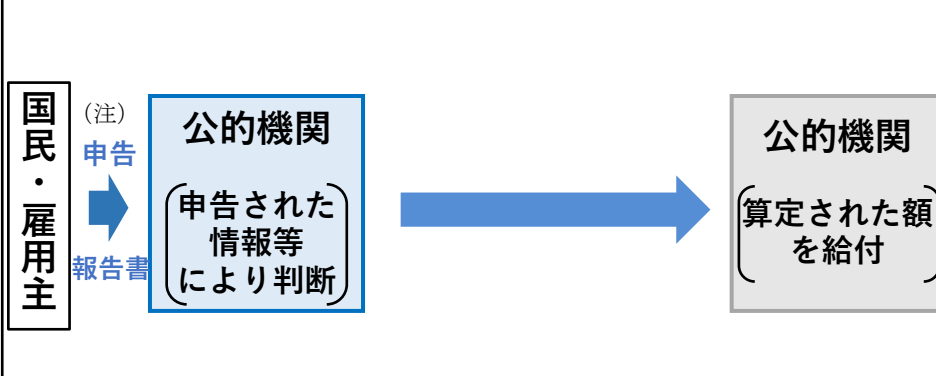
【イメージ2】
確定申告・賦課決定時に税額控除を適用し、残余を公的機関が給付。

- 主たる給与収入以外の所得（副業収入、事業所得、不動産所得等）も勘案して支援額を決定することが可能。
- 支援額を税額控除と給付に分けて支援するため事務が煩雑。



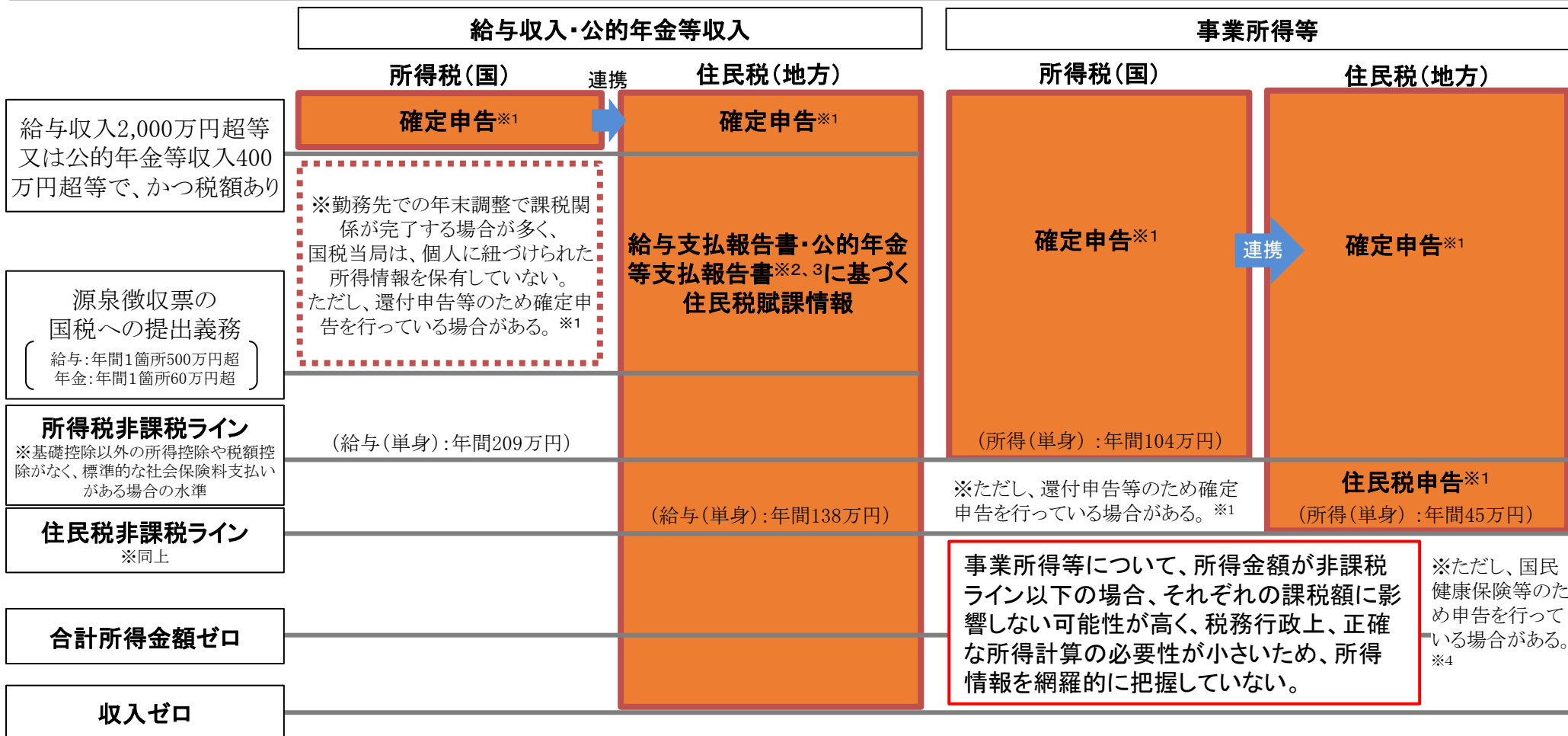
【イメージ3】
申告された情報等に基づき、公的機関が給付。

- 主たる給与収入以外の所得（副業収入、事業所得、不動産所得等）も勘案して支援額を決定することが可能。
- 支援額の決定と給付のみであり、事務は相対的に簡素。
- 「給付付き税額控除」という名称（呼称）から想起される、税額控除と税額から引き切れない金額の給付との組み合わせとは異なる。



(注) 仮に国税の情報を用いる場合、年末調整のみで課税関係が完了する者や非課税者を含む対象者の情報を新たに把握する必要。地方税の情報を用いる場合であっても、住民税非課税ライン以下の一部の対象者の情報を新たに把握する必要。

- 所得税は原則として申告納税制度であるが、給与や年金については、源泉徴収・年末調整により確定申告を不要とする制度があり、その場合、基本的には、国において個人に紐づけされた所得を把握していない。
- 住民税は賦課課税制度であり、原則として課税者は全て個人に紐づけされた所得情報を把握している。(ただし、事業所得等について、非課税ライン以下の場合には、所得情報を網羅的には把握していない。)



※1 確定申告のうち還付申告等による所得把握の要素は捨象している。所得税の確定申告書は、還付申告等も含めると、納税義務者約5,400万人中約2,300万人が提出(令和5年分)。
 ※2 給与支払報告書:法律上、給与支払金額が30万以下の退職者を除く全件が対象。公的年金等支払報告書:法律上、前年中に死亡した者を除く全件が対象。
 ※3 地方税当局に提出される給与支払報告書等は、令和9年以降、国にも連携されるようになる。ただし、紙提出分については、市町村から受領するまでに時間を要するほか、受領する情報の範囲が限られることもある。
 ※4 国民健康保険において、市町村の条例により住民税の申告書が提出されていない場合等について、別途、所得の申告義務を課している場合がある。また、税制度以外の他制度の適用を受けるために任意に申告される場合があり、そうした者に限れば、所得等を把握している場合もある。(収入金額については申告されている場合であってもデータとして保有していない場合がある。)
 ※5 金融所得のうち申告不要分については、現状、国・地方ともに個人に紐づけられた所得情報を保有していない。

- 地方自治法が定める「国と地方の役割分担」の考え方では、**国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う**一方、**住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねる**とし、地方自治体の事務は**法定受託事務**と**自治事務**に区分される。
- 社会保障関連制度では、**年金は国が直接給付に関する事務を担う**一方、**生活保護・子育て支援・介護・医療の分野においては、国・都道府県・市町村が分担して事務を担っている**。

【地方自治法が定める「国と地方の役割分担」の考え方】

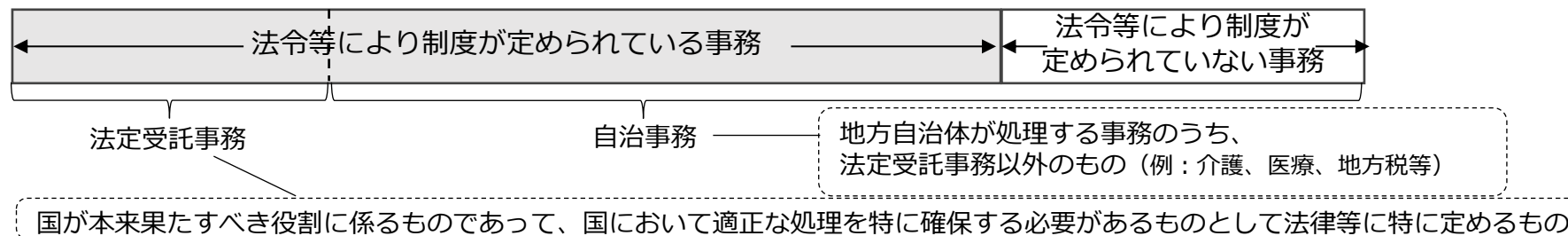
- **国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う。**

※国が本来果たすべき役割として、次の3類型を例示

- ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
- ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施

- **住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねる。**

<地方自治体の事務のイメージ>



【社会保障関連制度における主な役割分担】 ※ : 法定受託事務 (都道府県・市町村の法定受託事務以外の事務は自治事務)

	年金	生活保護	子育て支援	介護	医療
国	・年金給付に関する事務	・生活保護制度の立案 ・財政支援	・子育て支援制度の立案 ・財政支援	・介護保険制度の立案 ・財政支援	・医療保険制度の立案 ・財政支援
都道府県	—	・保護の決定、給付等 (※1)	・保育所の設置に係る認可 ・児童扶養手当の支給(※1・2) ・財政支援	・介護保険事業運営の助言、援助 ・財政支援	・国民健康保険事業の財政運営の責任主体
市町村	・被保険者からの資格の取得等に関する届出の受理等	・保護の決定、給付等 (※1)	・保育所の運営 ・保育の必要性の認定や保育所等の利用調整等 ・児童手当・児童扶養手当の支給(※1・2)	・介護保険事業の運営(要介護者等の認定、保険給付(高額介護サービス費の支給(※3)を含む)等)	・国民健康保険事業の運営(資格管理、保険料の決定・賦課・徴収、保険給付(療養費の支給を含む)等)

※1 生活保護の決定・給付や児童扶養手当の支給は、市町村に福祉事務所がある場合は市町村、ない場合は都道府県が担う。

※2 そのほか、法令等により制度が定められていない事務として、児童手当・児童扶養手当の登録口座を活用した国の給付金の支給事務を行ったことがある。

※3 負担上限を超えた額がサービス利用後に登録口座に振り込まれる高額介護サービス費の支給。

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第2条

8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第1号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第2号法定受託事務」という。）

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用の考え方

- 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）では、今後目指す行政の姿として、「**システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫**という最適化された行政」「**有事の際に状況把握や給付などの支援を迅速に行う**ことができる強靱な行政」「**規模の経済やコストの可視化及び調達**の共同化を通じた負担の軽減により、**国・地方を通じ、トータルコストが最小化**された行政」が掲げられている。

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針の概要

1. 基本的な考え方

問題意識

急激な人口減少による担い手不足に対応するため、デジタル技術の活用による公共サービスの供給の効率化と利便性の向上が必要

目指す姿

- ① システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政
- ② 即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応。有事の際に状況把握や給付などの支援を迅速に行うことができる強靱な行政
- ③ 規模の経済やコストの可視化及び調達の共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政

【タテの改革】
各府省庁による
所管分野の国・
地方を通じた
BPRとデジタル
原則の徹底

【ヨコの改革】
DPIの整備・
利活用と
共通SaaS利用
の推進

2. 取組の方向性

共通化すべき業務・システムの基準

- ① 国民・住民のニーズ（利用者起点）に即しているか
- ② 効果の見込みがあるか
- ③ 実現可能性があるか

共通化は、国と地方の協力の枠組みの下で進め、原則として地方に義務付けを行うものでなく、地方の主体的な判断により行われるもの。

(a)喫緊の課題である20業務の標準化に引き続き注力し、(b)基準に合致するものは共通化を進め、(c)基準に合致しないものであっても都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組む

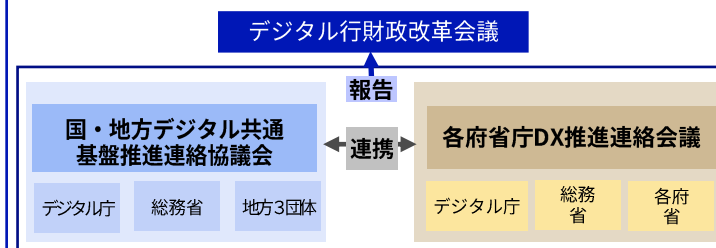
費用負担の基本的考え方

- i) 共通SaaS
 - ・ 国が共通化に関する調査、初期段階における実証、標準的な仕様書の作成等に要する費用を負担
 - ・ 地方公共団体が利用料等を負担することが原則
- ii) デジタル公共インフラ（DPI）
 - ※認証基盤（マイナンバーカード等）、ベース・レジストリ等国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当
- iii) 物理／仮想基盤（クラウド、ネットワーク）
 - ・ 原則として費用は整備主体が負担
 - ・ 利用者は、運用・保守費用等について応分の負担

デジタル人材の確保

- i) 共通SaaS・DPIの整備・活用のための体制の強化
デジタル庁を中心に、専門人材の確保や、各省と地方公共団体との調整を行う行政人材の配置を推進
- ii) 地方公共団体における人材確保
 - ・ 令和7年度中に、全ての都道府県で都道府県を中心に市町村と連携した地域DX推進体制を構築し、人材プール機能を確保
 - ・ 総務省において、都道府県間の連携も促進しながら、デジタル庁と連携し、支援を強化

3. 今後の推進体制



国・地方の連絡協議の枠組み

- ・ 「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」を開催
- ・ 共通化の対象候補の選定や、制度所管府省庁が策定する共通化を推進するための方針の案への同意等を実施

各府省庁DXの推進の枠組み

- ・ 今後5年間でDXの「集中取組期間」とし、国側の推進体制として「各府省庁DX推進連絡会議」を開催
- ・ 国民の利用者体験の向上に資するDXの取組を「国・地方重点DXプロジェクト」として指定し、国・地方デジタル共通基盤に係る各府省庁の取組を支援

持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための「国と地方の役割分担」の在り方に関する検討

- 第34次地方制度調査会（R8.1.19～）において、人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、**将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供**していくため、**国・都道府県・市町村間の役割分担**、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議していくこととされている。

1. 概要

- 地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、昭和27年12月、総理府（現：内閣府）に設置。**内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議**する。
- 委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。

2. 第34次（今回）の諮問事項

- 令和8年1月19日に第1回総会が開催され、総理より諮問。

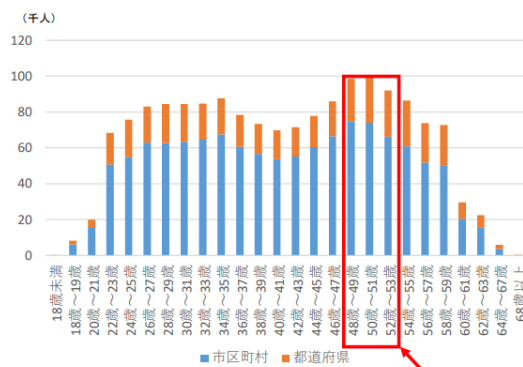
【諮問事項】 人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、**将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供**していくため、**国・都道府県・市町村間の役割分担**、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

<参考：地方自治体における人材不足等の課題>

- 生産年齢人口はピーク時から約**1,100万人減少**し、既に自治体では**専門人材**（技術職員、デジタル人材等）等の**不足が喫緊の課題**
- **団塊ジュニア世代**（毎年約200万人出生）の退職によって、今後は一般行政職員を含め**人材不足が深刻化**

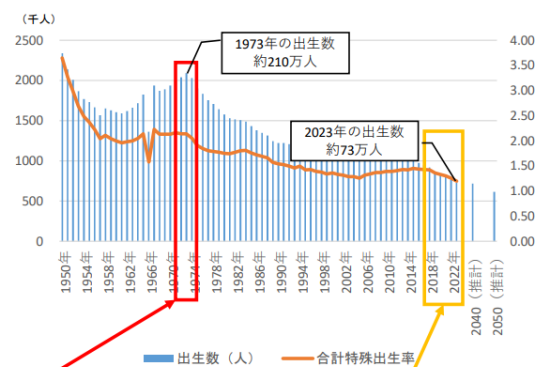
- 市町村が本来注力すべき事務に注力し、各地域が**個性豊かで活力に満ちた分権型社会**を実現するため、これまでと異なる**新たな視点で、個別の事務の課題を踏まえた制度の見直し**の議論を進めることが必要。

都道府県及び市町村の年齢別職員数（2023年）



団塊ジュニア世代

出生数と合計特殊出生率の推移



団塊ジュニア世代が定年退職後に20代前半となる層

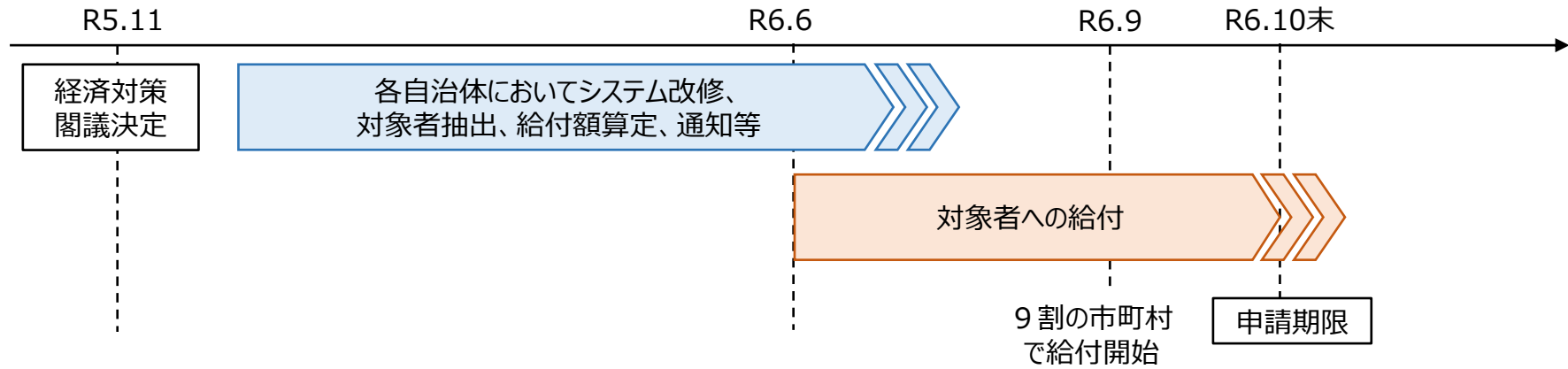
（出典）総務省「令和5年地方公務員給与実態調査」

（出典）2023年までは厚生労働省「人口動態統計」、2040年及び2050年の出生数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」における出生中位・死亡中位仮定による推計値

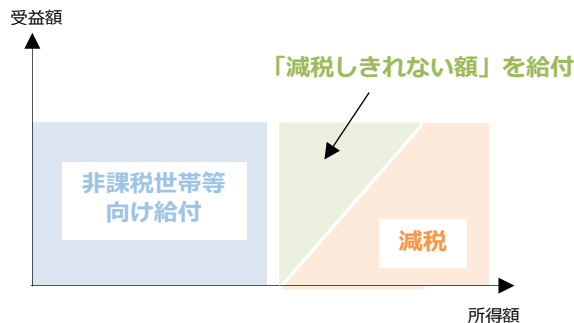
「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」（当初調整給付）の実施状況

- 「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」のうち、R6年に定額減税の全額を所得税・住民税から控除しきれないと見込まれる方に対して税額の確定を待たずに給付を行った「当初調整給付」の際は、**R5.11の経済対策閣議決定後、早い自治体ではR6.6（約7か月）から給付が開始され、R6.9（約10か月）までに約9割の自治体において給付が開始。**
- この「当初調整給付」は、**経済対策として速やかな給付**が求められる中で、税額の確定を待たずに見込み額の推計を伴う方式で実施したため、**事務を担った各自治体においては大きな事務負担**となった。

【R6当初調整給付の実施状況】



【給付金・定額減税一体措置の制度イメージ】



【給付金・定額減税一体措置における事務負担等について】

(第4回有識者会議における富田構成員提出資料より)

- ・ 煩雑である減税と給付金算定事務が、確定申告の相談受付や当初課税事務等が集中する**業務繁忙時期に重なった。**
- ・ **大量の申請受付・支給を処理する必要**があったとともに、委託業務を行う場合に、**委託業者と制度や事務スキーム等に関する詳細な調整等が必要となったことで膨大な事務が発生した。**
- ・ 給付金の受給対象者となる約3万件を超える情報について、**口座の確認作業や振込口座データの作成、振込エラーの対応などに係る事務負担が大きいものとなった。**
- ・ **市民や事業者からの問合せ対応に追われ、市役所において相当数の職員投入を余儀なくされるとともに、時間外勤務が増加した。**
- ・ **システム改修に要する設計、調整、確認等の事務負担が発生した。**